

平成25年6月第20回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成25年6月17日第20回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利久
農林水産課長	東 常 太 郎	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
商工観光課長		都市建設課長	日 下 初 夫
兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市	上下水道課長	作 間 行 雄
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	教育長	岩 城 敏 夫
会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
学務課長	遠 藤 敏 夫		
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第77号 亶理町地区交流センター設置条例
- 日程第 3 議案第78号 亶理町町税条例及び亶理町都市計画税条例の一部を
改正する条例
- 日程第 4 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
立長瀬小学校災害復旧工事）
- 日程第 5 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
立荒浜中学校災害復旧工事）
- 日程第 6 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
立逢隈小学校災害復旧工事）
- 日程第 7 議案第82号 工事請負契約の締結について（平成24年度町営下
茨田住宅外壁改修工事）
- 日程第 8 議案第83号 工事請負契約の締結について（平成24年度町営袖
ヶ沢住宅外壁改修工事）
- 日程第 9 議案第84号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備
工事（復交））
- 日程第10 議案第85号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
防災集団移転促進事業（吉田大谷地団地）宅地整備
工事（復交））
- 日程第11 議案第86号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）宅地整備
工事（復交））
- 日程第12 議案第87号 工事請負契約の締結について（平成25年度亶理町
防災集団移転促進事業（亶理江下団地第1工区）宅

地整備工事（復交）

- 日程第 1 3 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度亶理町
防災集団移転促進事業（亶理江下団地第 2 工区）宅
地整備工事（復交））
- 日程第 1 4 議案第 8 9 号 土地の取得について（亶理町災害公営集合住宅（亶
理下茨田）整備事業）
- 日程第 1 5 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度亶理町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 1 8 報告第 1 4 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 4 年度亶理
町一般会計予算）
- 日程第 1 9 報告第 1 5 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 4 年度亶理
町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第 2 0 報告第 1 6 号 事故繰越し繰越計算書について（平成 2 4 年度亶理
町一般会計予算）
- 日程第 2 1 報告第 1 7 号 事故繰越し繰越計算書について（平成 2 4 年度亶理
町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第 2 2 議発第 2 号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書
- 日程第 2 3 委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 2 4 委員会の閉会中の先進地視察調査申し出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議 長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 熊澤 勇議員、14番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、議員提出議案についてであります。

意見書案1件を受理しております。

第2、総務、産業建設、教育福祉、議会広報各常任委員会、並びに議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第3、総務常任委員会から先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第77号 亶理町地区交流センター設置条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第77号 亶理町地区交流センター設置条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第77号 亶理町地区交流センター設置条例について説明申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

亶理町地区交流センター設置条例。これにつきましては、今般の東日本大震災で被災しました荒浜、吉田、両支所の7月1日からの再開に当たりまして、逢隈支所も含めました各支所の機能の見直し、それから、地域の住民サービスの充実と地域協働のまちづくりの拠点としての機能を備えた施設整備を行うため、今回条例を上程するものでございます。

それでは、説明いたします。

まず、第1条、設置についてでございます。亶理町は、地域協働のまちづくりと住民福祉の推進を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、地区交流センター（以下「センター」という）を設置する。

この地方自治法第244条の2第1項については、公の施設の設置及びその管理に関する事項でございます。

それから、第2条、名称ですが、センターの名称及び位置は、次のとおりとするということで、吉田地区交流センター、位置については亶理町吉田字大塚185番地、荒浜地区交流センター、亶理町荒浜字中野33番地、逢隈地区交流センター、亶理町逢隈田沢字鈴木堀6番地8。これについては、今現在の各支所の所在地でございます。

第2項、センターの対象区域は、規則で定めるということで、亶理町の行政区・連絡区設置、並びに区長選任に関する規則等にありますように、いわゆる現在の支所単位の区域ということで、従来の区域と同様の区域を設定しております。

附則、まず施行期日、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2項、亶理町支所設置条例は、廃止する。

3項、亶理町公告式条例の一部を次のように改正するというので、別紙の議案第77号の資料ということで、この1ページ目、亶理町公告式条例新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

第2条の2項、現行の、「条例の公布については、亶理町役場本庁及び支所の」とあった部分について、今回改正によりまして、左にあります、「支所」を「地区交流センター」ということで改めるものでございます。

内容については以上でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の条例制定は、支所を廃止するための条例制定になります。

それでお伺いしますけれども、亶理町の周辺自治体、岩沼市、名取市、角田市、柴田町、山元町、この自治体の支所及び出張所の状況はどうなっているのですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、まず岩沼市からですけれども、岩沼市については

支所等はございません。参考までに、玉浦と西公民館で印鑑証明書あるいは住民票の交付をしております。

それからあと名取市、これについても支所はございません。証明書等については、市の市民課で申請して公民館で受領となっております。

あと角田市についても、支所についてはございません。証明書については、角田市内にあります9つの自治センター、いわゆる亘理町のまちづくり協議会と類似のセンターですが、そのうちの4カ所の自治センターで住民票等の一部を対応しております。

それから、柴田町については、槻木支所ということで1カ所ございます。

あと、山元町については、坂元支所ということで1カ所。

いわゆる支所については、柴田町と山元町でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亘理町は、先ほど説明ありましたが、吉田支所、荒浜支所、逢隈支所、長年、支所を設置して行政を行ってきたというふうになっております。支所を設置して行政をやってきたというのには、やっぱり利点があると思うのです。どういう利点があったのか、説明してください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 従来の支所で言いますと、いわゆる先ほど申し上げました窓口業務、そのほかにいろいろな行政等への要望、あるいは区長さん方の相談ということで、いろいろ多方面にわたりましたが、今回、先ほど説明申し上げましたように、各地区の交流センターについては、まちづくり協議会と支所の職員が一体となりまして、今後のまちづくりに関すること等について従来と変わらないような相談業務プラス今後のまちづくりということで事業展開していくために、今回新たに地区の交流センターということ設けたものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それぞれ支所は地域の住民の皆さんにとって身近な存在であり、支所の職員の方は地域の住民の皆さんの状況がどうなっているかよく把握して行政を行ってきたというそういう意味では、亘理なりのまちづくりをやってきたと思うのです。

今後、指定管理者制度を導入するかとかは今後の課題だと思うのですけれども、

今後の交流センターの運営に当たって、基本的な精神として憲法92条の地方自治の本旨、住民自治と団体自治、それを踏まえて、それを具体的にした大きな柱である地方自治法第1条にも、地方自治体というのは住民の福祉の増進を柱とするのだという、こういう精神を踏まえて運営する必要があると思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 鞠子議員おっしゃった、最終的には指定管理者でまちづくり協議会が主体となって運営していくということです。これについては、今現在、各まちづくり協議会と協議しておりますが、もうちょっと時間がかかると思います。それらにつきましても、今後、地区交流センターと今おります支所の職員、あるいはまちづくり協議会の役割について、今鞠子議員おっしゃったように、指定管理者制度が将来なりまして、まちづくり協議会に管理運営へと移行するまでの間に、今の各支所の職員がまちづくり協議会に対していわゆる地区のまちづくり協議会のサポート、あるいはアドバイスするような役割ということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 亶理町地区交流センター設置条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 亶理町地区交流センター設置条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第78号 亶理町町税条例及び亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第78号 亶理町町税条例及び亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第78号 亶理町町税条例及び亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、改正の理由を申し上げたいと思います。

今現在、合算町税制度につきましては、昭和46年度から始まり42年が経過しております。当時の時代背景といたしまして、一定の金額を毎月少なく納める月賦制度方式を取り入れたために、納期が10期となっておりますところでございます。また、その方式が納税組合の徴収方法に適したため導入されたところでもございます。

しかしながら、社会情勢が大きく変化いたしまして、納税組合による徴収は個人情報保護法等などによりまして廃止されたというふうな経過がございまして、口座振替制度に移行しておりますところでございます。また、電算プログラムの多額の費用と、あと事務が大変膨大なことから、行政改革の一環といたしまして事務の効率化と経費の削減を行うものでございます。

また、コンビニエンスストアでの納税ができるように、納税者の利便性の向上を図る。そして、わかりやすい納めやすい納税環境をつくるために合算町税制度を地方税法の規定に基づく本来の単税制度に改正するものでございます。

まず初めに、第1条の亶理町町税条例の改正等につきまして、新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。

現行の第67条第1項は納期の規定でありますが、「4月16日から同月30日まで」を、改正案「5月16日から同月31日まで」に改めるものでございます。

これは、固定資産税の課税基準日が1月1日となっております、納税通知書発送までの課税事務処理が膨大なことから、しかも課税台帳縦覧というふうなことを経なければならないために、第1期の納期を4月から5月に改正するものでございます。県内の市町のほとんどは、仙台市を除き第1期を5月としております。

続きまして、現行の第67条第3項につきましては、1期で全額を徴収する規定でございます。「が400円未満」を、改正案「（次条第4項の規定によって都市計画

税を併せて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が3,900円以下」に改めるものでございます。

これは、税額全額を第1期で納入する規定でございまして、昭和46年4月当時の経済水準、貨幣価値に基づき規定されておるものでございます。現在の水準に引き上げるものでございます。

めくっていただきまして、4ページをお開きください。

改正案第4項につきましては、都市計画税をあわせて賦課徴収する規定を追加するものでございます。

続きまして、第2条の互理町都市計画税条例の改正点につきまして、新旧対照表の5ページでございます。

現行の第5条第1項中の「4月16日から同月30日まで」を、改正案「5月16日から同月31日まで」に改めるものでございます。

改正理由は、固定資産税と同様でございます。

議案書に戻っていただきます。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、町税の納期並びに徴収の特例に関する条例の廃止でございますが、町税のこれまで行ってきました納期並びに徴収の特例に関する条例は廃止するというふうな規定でございます。

最後に、経過措置でございます。

この条例による改正後の互理町町税条例及び互理町都市計画税条例の規定は、平成26年度以後の町民税、法人分を除きます、固定資産税及び都市計画税につきましては適用し、平成25年度分までの町民税、法人分は除きます、固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現在、全国で1,742自治体があるわけですが、合算町税を導

入している自治体は何自治体ありますか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 今現在1,742市町村のうち、全国で28市町がこの制度を行っております。ちなみに宮城県では亶理町、東北でも亶理町でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 40年間合算町税を行ってきたということですが、町当局にとっても住民にとってもメリットがあったはずですが、その合算町税を導入したことによるメリット、さっきはデメリットを話されましたけれども、メリットはどういうメリットがあったのか、説明してください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 当時の時代背景がございまして、当時、納税組合を中心とした納税活動を行っておりました。当時は口座振替制度がございませぬので、納税組合長さんが一生懸命納税思想の普及とともに、各町民の方から毎月毎月お金を集めて回っているというふうなきめ細かな納税方法がございまして、まちづくりに貢献してきたというふうなことでございまして。その後、状況が変化したというふうなことで、納税形態が変わってきたというふうなことなどがございまして、今回の改正に至ったわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほどランニングコストが大幅に削減されるという話されましたけれども、この単税化することによって年間どのくらいのランニングコストが削減されるのか。もう1点は、住民の皆さんにどのように周知徹底するのか。2点教えてください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 税務課のほうで経費の節減について試算をいたしました。4つの項目からになりますが、1つは、合算を廃止した場合の法改正費用、もう一つは、今まで精算を委託しております、その委託費用でございます。あと、3つ目は、口座振替の年間手数料。

議長（安細隆之君） 税務課長、マイク、ちょっと。

税務課長（佐藤邦彦君） どうも済みません。

それで、4つ目がコンビニ年間の手数料、この4項目から試算をいたしました結

果、年間366万円ほどの経費削減がランニングコストとして見込めるというふうな数字をはじき出しました。

あと、もう一つ、町民の皆様方に対する周知につきましては、まず区長会の皆様方を初めあらゆる媒体を使いまして、回覧、そしてホームページ、あとFMさんのほうとか、まめにしっかりと丁寧に説明を申し上げていきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 亶理町町税条例及び亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 亶理町町税条例及び亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成25年度 亶理町立長瀬小学校災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第79号についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名につきましては、平成25年度亘理町立長瀬小学校災害復旧工事でございます。

請負金額については、10億1,010万円。

契約の相手方については、仙台市青葉区中江二丁目23番20号 阿部建設・阿部工務店 特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員につきましては、阿部建設でございます。

今回の落札率につきましては、98.19%でございました。

資料については、右のページの5ページをごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年5月24日。

入札方法については、条件付き一般競争入札ということで、今回の内容については、まず、代表構成員が宮城県内に本店を有する事業者で、建設業法によります建築一式工事について特定建設業の許可を受けており、建築一式工事について総合評定点が1,100点以上の者であること。それから、構成員につきましては、宮城県名取市、岩沼市、亘理町、山元町、北海道伊達市内に本店を有する事業者で、建設業法によります建築一式工事について特定建設業、または一般建設業の許可を受けており、建築一式工事について総合評定点が800点以上の者であるということが主な条件でございます。

業者名については、阿部建設・阿部工務店 特定建設工事共同企業体の1共同企業体でございました。

入札回数については、1回。

工事場所については、亘理町長瀬字南原地内。

工事内容については、概要だけご説明申し上げますが、校舎については、構造が鉄筋コンクリートづくりの3階建て。あと、仕様についてはごらんのとおりでございまして、延べ床面積が3,730平方メートル。主要室として、校長室、職員室、保健室、図書室、特別教室が5室、普通教室11室でございます。渡り廊下については、床面積が110平方メートル。屋外倉庫については、床面積が27平方メートル。それから、外構工事として校舎南側盛り土ほか、ごらんのような仕様でございます。屋内運動場についてはアリーナの床、それから鋼製建具復旧外でございます。プールについては、機械室のろ過機の復旧外でございます。

工期については、平成25年6月18日から平成26年3月24日まででございまして、

次ページ以降に配置図、平面図、立面図等を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけです。先ほど説明されましたけれども、入札参加業者が1共同企業体だけなんです。条件付き一般競争入札で議会の議決事項に該当するところで、1社だけが入札に参加というのは初めてのケースでないですかね。要するに競争原理が働かないわけです、1社だけだとね。それは、どうしてこういう事態になったんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回については、先ほど申し上げました代表構成員、1,100点以上が9社ございまして、これは恐らく推定するに、いろんな今、災害復旧・復興事業等で各企業さんのほうもいろいろと忙しいということも想定されまして、今回たまたま1社JVだけなんですけれども、そういう感じでたまたま1社ということになったと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亘理町立荒浜中学校災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第80号 工事請負契約の締結についてでございます。

資料については、11ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名については、平成25年度亘理町立荒浜中学校災害復旧工事でございます。

請負金額が、14億9,100万円。

契約の相手方が、仙台市青葉区中江二丁目23番20号 阿部建設・阿部工務店 特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員については、阿部建設でございます。

今回の落札率につきましては、97.04%でございました。

次の12ページのほうに資料ございますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の入札年月日、平成25年5月24日。

入札の方法については、条件付き一般競争入札で、先ほどの議案第79号と同じ条件内容でございますので、省略させていただきます。

業者名については、阿部建設・阿部工務店 特定建設工事共同企業体の1企業体でございました。

入札回数については、1回。

工事場所が、亘理町荒浜東木倉70番地。

工事内容については、まず校舎、鉄筋コンクリートづくりの3階建て。1階がピロティー方式ですが、以下ごらんのような仕様になっておりまして、延べ床面積が2,998平方メートル。主要室については、校長室、職員室、保健室、図書室、特別教室6室、普通教室5室、多目的教室2室でございます。屋内運動場については、構造が鉄骨づくりの2階建てで、1階が同じくピロティー方式でございます。仕様についてはごらんのとおりで、床面積が1,185平方メートル。それから、外構につ

いては、外周フェンス設置ほか、ここに記載のとおりでございます。

工期については、平成25年6月18日から平成26年3月24日までで、同じく配置図、平面図、立面図を添付してございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、ここは新築なわけでございます。改修ではないので、一からまず建てるとういうことになりますけれども、例えば事故が起きたという、そういう事故管理というのは徹底されているのかどうかですね。それで、事故があった場合、その業者に対してのペナルティーというのはあるのかどうか、2つ目。それと3つ目、ちょっと確認したいのが、図面はこれは委託されたものなのかどうか、ちょっとそれを確認します。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 契約の中については、まず1点目の質問ですが、ございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） ペナルティーにつきましては、企画財政のほうの契約の中に入っていると思います。私のほうでは、設計のほうにつきましては委託でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） もしわかればペナルティーの内容ですね、ちょっと数点教えていただければと思いますけれども。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません。ちょっと今、契約書をご用意しておりませんが、いわゆる契約条項の中では瑕疵担保、いわゆる向こう側の責任等についての内容を記載しております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 通常事故があった場合は、入札何カ月禁止とか、そういった内容も入っているのかどうかですね。私はそれをちょっと確認したかったのです。国交省とか、私もいろいろ現場を歩きました。国交省、それからネクスコ、東電、中電、もう事故がありますと特に厳しいのはJRです。JRはもう一切仕事が来なくなる

んですね、渡さないんですよ。そういうペナルティーというのはあるのかどうかと
思って今確認しました。やはりそうでないと、亶理町はそういうのがないとなりま
すと、業者にもうすごく甘く見られるのですね。亶理町は大丈夫だよ、もう亶理町
はちょっとくらいあっても、もう亶理町は適当にやっても大丈夫だと、そこまでは
言わないでしょうけれども、そういう亶理町はということが出てきますから、やは
り厳しさというのは求めませんと、亶理町は厳しいからちょっと気をつけるよと、
こういう形になってくるわけです。それが今までの見てきた、もう国交省なんかも
厳しいですよ。そういうことで、私は今確認しました。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今の件については、まず、指名委員会の中でその辺も踏まえ
て指名しておりますし、あと、県の建設工事執行規則、それから、町のほうにも規
則等ございますが、その中でペナルティー等については指名停止等も含めて、そう
いうペナルティーについては町のほうで検討しております。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 学校建設について、1つは、前事例にもありました、長小の建設と
荒中の建設の落札業者が同一のJVになったと。まず、この点について、本当に工
期まで、3月24日になっていきますけれども、果たして大丈夫なのかとこういう私な
りのまず心配がある。その辺の、落札したのだからそれは大丈夫だという答えが当
然かと思えますけれども、まず、この辺の当局の見解を聞きたい。

もう一点は、3月24日、いずれも竣工日になっております。したがって、推測し
ますと、平成26年の4月には再校できるのかなというふうに思うわけでありますけ
れども、その辺を町長のほうから答えていただきたい。学校の再開について4月に
間に合うのかどうか、その辺を、2点をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、議案79号、80号についての業者、それについては同一
業者であったということ、これについては、やはり契約条項、すなわち通常言われ
ております約款に基づきまして工事の執行をしていただくということで、3月24日
ということでございますけれども、4月の新年度から入校できるような体制は万全
にとりたいと思っております。以上でございます。

4 番（小野一雄君） はい、了解。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 入札条件なんですけれども、亶理町内とか宮城県とか、今回の場合は伊達市も入っているのですね。なぜ、この入札条件の中に伊達市が含まれたのか。以前はそういう条件に伊達市は多分入っていなかったのだと思いますけれども、どのような理由で伊達市が入ってきたのか。今回2つあるのですけれども、その点について伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この北海道伊達市については、今回の東日本大震災以降、いわゆる姉妹都市という関係でいろいろ復興等についても支援いただいたということもありまして、北海道伊達市においては、ぜひ今後とも支援したいということもありまして、今回、伊達市だけじゃなくて県内の名取、岩沼、隣接町も含めて伊達市内ということで枠を広げたものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 確かにそのいろいろお世話になったとか協力していただいたことに対しての、そういう報いるというのは大切だと思いますけれども、条件面からいって、亶理町の工事に北海道の伊達市が参入してくるということは、えらいきつい条件に伊達市の業者さん、伊達市でもし加入して落札なんていうことになった場合、えらいきつい条件で工事を進行させなければならないと、そういう条件面がついてくるわけですね。それを承知の上で条件の緩和を図った。そういうふうに出てくるわけですね。ただ条件面だけ伊達市に体裁のいいように入札参加条件を緩めたよ、それはちょっと余り体裁で、そんなに効果的なことではないのかなと私は感じるどころがあります。実際にとった場合、落札した場合、これは大変厳しい条件ですよ、伊達市の業者さんとかそういうその辺から来た人がとればね。そういう面は、そういういろいろ協力の関係はわかるけれども、伊達市さんには、こういう場面じゃなくて別な面でいろいろ配慮することはあってもいいので、こういうところで配慮すべきでは私はないと思うのですけれども、その辺の町長の考え方をちょっと伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、北海道伊達市について、亶理町の町内の企業の方と災害協定というのを結んでおりまして、やっぱりそのことを踏まえまして、伊達市

さんのほうでも亙理町のほうに復旧・復興支援をしたいという観点から、今回入れたものでございます。以上です。済みません。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） あと、既に高屋のほうに事務所を構えまして、今現在10社ほどそのほうにいるような状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 荒浜中学校も含めて長瀬小学校、津波に対する避難場所というふうに位置づけられていますけれども、3.11を踏まえて今回その津波に対する、避難者に対する備蓄の部屋は、どこの部屋を位置づけているのか。また、3.11を参考にしてどのくらいの量をそこに確保するのか。今の時点でわかれば教えていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） まずは備蓄倉庫の部屋ですね。こちらにつきましては、私たちもこれは災害査定で建てる建物ですので、備蓄倉庫とは称しておりません。よって、教室とか倉庫とか、いろんなところがいっぱいあるのですけれども、その部屋の一部を備蓄倉庫にかえたいというふうに考えています。

また、量ですけれども、これにつきましては、総務課の防災担当のほうと協議しながらいろいろ。では、総務課のほうで答えるということです。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 現在、今の2校の計画につきましては、児童数プラス職員数の3日分、失礼しました、掛ける2の人数の3日分というのを一つの目標に現在備蓄を進めているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本

案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度
亘理町立逢隈小学校災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第 6、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第81号 工事請負契約の締結について説明します。

資料について、議案書の18ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

工事名については、平成25年度亘理町立逢隈小学校災害復旧工事でございます。

請負金額については、1億7,115万円。

契約の相手方については、亘理町逢隈高屋字中野上108番地 株式会社齋藤工務店です。

落札率については、93.43%でございました。

資料については、次の19ページをごらんいただきたいと思います。

入札年月日については、平成25年5月24日。

入札方法については、条件付き一般競争入札。この条件の主なものとしましては、宮城県仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、北海道伊達市に本店を有する事業者で、建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者が1つと、総合評点が800点以上、この2つが主な条件となります。

業者名については、阿部春建設株式会社、株式会社齋藤工務店、小松建設株式会社、3社でございます。

入札回数については、1回。

工事場所については、亘理町逢隈田沢字鈴木堀93番地1。

工事内容については、まずプールの附属棟の改築、構造については、鉄筋コンクリートの平屋建てで、19.85平方メートル。それから、プール本体については、構造についてはごらんのとおりで、大のほうは25メートル掛ける11.8メートルの6コース。小については、9.3掛ける9.3メートルが1つでございます。それから、渡り廊下の改築として、床面積134平方メートル。それから、校舎の災害復旧としてエキスパンションジョイント復旧一式でございます。それから、屋内運動場の災害復旧、これが犬走り床コンクリート復旧外です。

工期については、平成25年6月18日から平成26年2月28日。図面等については添付資料でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第82号 工事請負契約の締結について（平成24年度
町営下茨田住宅外壁改修工事）

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第82号 工事請負契約の締結について説明します。

ページについては、24ページをごらんいただきたいと思います。

今回の工事名については、平成24年度町営下茨田住宅外壁改修工事でございます。

請負金額については、7,350万円。

契約の相手方については、亘理町字東郷209番地5 阿部春建設株式会社。

落札率については、98.61%でございました。

次に、資料25ページをごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年5月24日。

入札方法が条件付き一般競争入札。内容については、先ほどの前段までと同じですが、今回の総合評点が700点以上ということが主な条件でございます。

業者名については、阿部春建設株式会社、株式会社斎藤工務店、小松建設株式会社、株式会社渡辺工務店、4社です。

入札回数については、3回。

工事場所については、亘理町字下茨田200番地、下茨田住宅でございます。

工事内容については、住宅の1号、それから2号棟の外壁改修。これが、外壁材で973平方メートル。それから、外壁の塗装として2,377平方メートル。それから、床の改修として、ごらんの記載の670平方メートル改修です。それから塗装、あと電気設備工事一式ということで、工期が平成25年6月18日から平成26年2月28日ということで、図面については、以降、添付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回の公営住宅の改修工事につきましては、町長の提案理由に書かれておりましたけれども、おおむね1割程度の自主財源で外壁改修の事業ができるということで、こういう機会にぜひ手すり、町営住宅、高齢化も進んでおりますので、手すりもあわせて設置をする考えはないでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、お答えいたします。

手すりの件ですけれども、この件につきましては、たしか3月の一般質問でも質問あったわけございまして、今回、外壁改修でございまして、この次に屋上の防水加工、それもございまして、その辺の中で検討してまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 私も今のアヤ議員と同じ内容なんですけど、ということは、これは間違いなくやるということでしょうかということなんです。確認します。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 私も、ここの住人にやはり手すりをつけていただきたいということをお前から言われていまして、それで、公営住宅整備基準という住宅法にも載っておりますね。第16条の2項に、この件を課長は御存じかと思うのですが、御存じかどうか、ちょっとお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 手すりの件については、この工事と同時にあとの内容で手すりを設置するということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） ぜひよろしくお願いします。

一応、では、16条第2項ですね、これはもう平成23年の12月に改定になっております。「通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない」というふうになりましたので、ぜひお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 8 3 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度
町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事）

議長（安細隆之君） 日程第 8、議案第83号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案第83号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。

工事名につきましては、平成24年度町営袖ヶ沢住宅外壁改修工事でございます。

請負金額が、1億1,760万円。

契約の相手方が、亘理町字東郷209番地 5 阿部春建設株式会社。

落札率につきましては、98.61%でございました。

次に、30ページの資料をごらんいただきたいと思います。

入札年月日については、平成25年5月24日。

入札方法については条件付き一般競争入札で、先ほどの前段と同じですが、総合評点700点以上が今回の主な条件でございます。

業者名については、阿部春建設株式会社、株式会社斎藤工務店、小松建設株式会社、株式会社渡辺工務店。

入札回数については、1回。

工事場所が、亘理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢90番地、袖ヶ沢住宅ですが、そこになります。

工事内容については、2号、3号、4号棟の外壁改修。これが1,458平方メートル。それから、外壁塗装が4,896平方メートル。床の改修が777平方メートル。あと塗装、電気設備工事については、記載のとおりでございます。

工期については、平成25年6月18日から平成26年2月28日まででございます。図面等については、以降のページに記載しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 多分、袖ヶ沢住宅のほうの手すりも大丈夫だとは思いますが、確認をしたいと思えますけれども、こちらのほうにも手すりは今回の工事であっていただけるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。この議案は外壁工事の議案でありますので、手すり等については別な機会に意見を出されるようにお願いします。よろしいですか。

14番（佐藤アヤ君） わかりました。

議長（安細隆之君） 4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 対象棟が2、3、4号棟となっておりますけれども、なぜ1号棟が除いてあるのか、その辺ちょっと教えてください。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 袖ヶ沢の1号棟につきましては、平成24年度で既に改修済みでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） この工期がちょうど夏休みの期間にも入りますので、交通事故とか、けさも人身事故がございましたけれども、そういった交通事故とか子供たちの配慮にきちっと対応していただきたいと思っておりますので、工事関係者にもお話しただければと思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 交通安全につきましては、業者のほうにくれぐれも指導してまいりたいと、このように思っています。以上でございます。

3番（熊田芳子君） 了解しました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 外壁も補修してきれいにしているのですけれども、多分袖ヶ沢は耐

震補強工事が終わっていると思うんです。そうした場合、袖ヶ沢の住宅は建設年次が相当以前で、耐震補強工事をしたとしても、将来どのぐらいの耐用年数を考えているのか。そして、こうやって外壁だ、いろいろこう補修工事をしていけば、工事費がずんずんかさんでいく。実際のことを言えば、R Cの建設で60年までいいとかというような話だけれども、内部の構造からいって、コンクリートの補強度はそんなにはもたないだろうと、そういうことを考えた場合、補強、補修もいいのですけれども、そもそも建設年度が相当前なので、更新とかそういうものでも対応していてもいい時期ではないかと私は思うのですけれども、その辺の考え方について伺います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 袖ヶ沢は、昭和46年から7、8、9、10と、1棟ずつ建築してございます。もう既に40年ということになります。今回外壁改修工事ということございまして、公営住宅の長寿命化計画というのは、平成23年2月につくっております。これで5年後に見直しをしたいということ、ここに書いています。それで、今回、平成27年度がその5年後に当たるわけございまして、今回の改修工事も踏まえて今後の計画、その辺も検討してまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第84号 工事請負契約の締結について（平成25年度

亙理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第84号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第84号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

まず、工事名については、平成25年度亙理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交）でございます。

請負金額については、2億1,525万円。

契約の相手方については、亙理町逢隈高屋字中原39番地1 太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。なお、代表構成員につきましては、太田工務店でございます。

落札率については、96.12%でございました。

36ページの資料をごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年5月31日。

入札方法については条件付き一般競争入札ということで、これについては、いわゆる復興JVでございまして、さきの全員協議会でもお話しした内容でございます。この今回の条件の主なものについては、まず、構成員のうちの代表者については、亙理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評点が700点以上の者と、代表者以外の構成員については、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上の者が条件となります。それで、以降、議案の第88号まで同じ条件付きの一般競争入札となります。

3の業者名ですが、田中建材輸送・結城組・丸蔦平組 復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体。斎藤工

務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体。太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体の4共同企業体でございます。

入札回数については、1回。

工事場所については、亘理町吉田字舟入北地内外でございます。

主な工事内容については、土工として盛り土、これが1万4,830立米。それから、地盤改良として1万8,700立米。それから、調整池の築造工ということで、コンクリートのブロック積みが267平方メートル。あと道路舗装工として路盤工、舗装工、ともに面積が2,740平方メートル。あと、排水施設工、記載のとおりでございます。あと擁壁設置についても記載のとおりです。それから公園の整備工、フェンス113メートル。それから雑工として一式です。

工期については、平成25年6月18日から平成26年2月28日まででございます、図面については、以降に記載しております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 勝田組は、何県の何市に本社があるんですか。

それで、次の議案、85から88号までは、説明するときに、亘理町以外の業者はどこにあるのか、説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初の勝田組については、北海道の伊達市でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第85号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亙理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団
地）宅地整備工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第85号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第85号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

議案の42ページをお開きいただきたいと思います。

工事名につきましては、平成25年度亙理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団地）宅地整備工事（復交）でございます。

請負金額については、1億4,280万円。

契約の相手方については、亙理町吉田字松元209番地10 田中建材輸送・結城組・丸鳶平組 復旧・復興建設工事共同企業体。代表構成員については、田中建材輸送株式会社でございまして、この丸鳶平組についても北海道伊達市の業者でございます。

落札率については、99.53%でございました。

次に、43ページの資料をごらんいただきたいと思います。

入札年月日については、平成25年5月31日。

入札方法については条件付き一般競争入札で、先ほどと同じ条件ですので、省略いたします。

業者名については、田中建材輸送・結城組・丸鳶平組 復旧・復興建設工事共同企業体。八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体。太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体。

入札回数については、2回。

工事場所については、亘理町吉田字大谷地内外でございます。

工事内容については、土工として盛り土、9,010立米。それから、調整池については、重力式擁壁が143メートル。あと道路舗装工として路盤工、舗装工とも1,950平米。排水施設工として、ごらんのような側溝でございます。それから、あと擁壁設置工、L型の擁壁が351メートル。あと公園整備工として、ネットフェンス設置68メートル。雑工、一式でございます。

工期については、平成25年6月18日から平成26年2月28日まで、図面等については、次ページ以降に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団
地）宅地整備工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第86号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第86号 工事請負契約の締結について説明

します。

議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

工事名については、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）宅地整備工事（復交）でございます。

請負金額につきましては、2億5,200万円。

契約の相手方については、亘理町長瀬字南原193番地133 渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体。代表構成員については、渡辺工務店です。丸福建設については、北海道伊達市の業者さんでございます。

落札率については、97.96%ございました。

次の50ページ、資料がありますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年5月31日。

入札方法については条件付き一般競争入札で、先ほどと同じ条件でございます

業者名については、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体。田中建材輸送・結城組・丸蔦平組 復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体。斎藤工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体。以上、4共同企業体でございます。

入札回数については、1回。

工事場所が、亘理町吉田字南河原地内。

工事内容については、主なものを申し上げますと、土工として盛り土、1万1,450立米。それから、調整池築造工として重力式擁壁、240メートル。あと道路舗装工が路盤工、舗装工とも2,261平方メートル。あと排水施設工については、記載のとおりでございます。あと擁壁設置工、L型擁壁が410メートル。あと公園整備工、フェンス設置として158メートル。あと雑工一式です。

工期については、平成25年6月18日から平成26年2月28日までとなります。図面等については、次ページ以降ありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかれば教えてほしいのですけれども、今回、渡辺工務店・芦名組・丸福建設ですね。85号の工事ですね、その参加業者を見ると、八木工務店に

なっているんです。八木工務店・芦名組・丸福建設なんです。なぜ、ここで業者の組み合わせが変わっているのですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、前の全員協議会でもお話ししましたように、1年ずつ各企業さんが共同企業体を組む企業さんとお話しして調整しているものですから、町側として共同企業体のその組み合わせ等についてはちょっとわかりかねますので、そういう回答をさせていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地
第1工区）宅地整備工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第87号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案第87号 工事請負契約の締結でございます。

議案書の56ページをごらんいただきたいと思います。

この工事名については、平成25年度亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地

第1工区)宅地整備工事(復交)でございます。

請負金額につきましては、3億1,500万円。

契約の相手方が、亘理町字東郷209番地5 阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体。代表構成員については、阿部春建設でございます。北紘建設については、北海道伊達市の業者さんでございます。

落札率については、98.29%ございました。

次の57ページに資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年5月31日。

入札方法については条件付き一般競争入札ということで、先ほどと同じ条件でございます。

業者名については、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体。阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体。

入札回数については、2回。

工事場所は、亘理町字江下地内外でございます。

主な工事内容としましては、土工として盛り土、2万4,500立米。それから、道路舗装工、路盤工、舗装工とも6,430平方メートル。あと排水施設は記載のとおりです。あと擁壁設置工、公園整備工、あと雑工一式となります。

工期については、平成25年6月18日から平成26年3月25日まででございます。同様に図面等、次ページ以降添付しておりますので、ごらんいただきたいと思ます。

以上で説明を終わります。

議長(安細隆之君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(安細隆之君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(安細隆之君) 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第88号 工事請負契約の締結について（平成25年度
亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地
第2工区）宅地整備工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第88号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第88号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書の62ページをお開きいただきたいと思います。

今回の工事名については、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交）でございます。

請負金額については、4億7,040万円。

契約の相手方が、亘理町逢隈上郡字天王62番地2 千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。代表構成員については千石建設で、木村建設については、北海道伊達市の業者さんでございます。

落札率については、99.35%ございました。

63ページの資料をごらんいただきたいと思います。

入札年月日が、平成25年5月31日。

入札方法が条件付き一般競争入札ということで、先ほどと同様でございますので、省略いたします。

業者名については、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体。千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体。阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体。八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

入札回数については、1回。

工事場所が、亘理町字江下地内外でございます。

主な工事内容については、盛り土が1万7,800立米。地盤改良として2万9,800立米。調整池築造工、ここに記載のとおりでございます。あと道路舗装工、排水施設工、擁壁設置工、あと雑工一式となります。

工期については、平成25年6月18日から平成26年3月25日まででございます。図面等については次ページ以降ありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 防災集団移転の造成の最後の工事件名になるかと思いますが、この資料の中で、地盤改良というのが4つの工区に出てきた。大体、地盤改良ですから、地盤が軟弱でいろいろ強化策をやるのかなというふうに思うわけでありましてけれども、具体的にいろんな工法があるやに聞いております。今この設計段階で、亘理町としてどのような路盤の強化策をやるのか、内容を説明していただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 地盤改良工事につきましては、それぞれの造成地、現地の地質の調査を行った上で、主な工法といたしましては、セメントをまぜ合わせたセメント改良によります地盤改良工法を中心に考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今、課長のほうからセメントをまぜてこう球状にして打ち込むのだというようなことだと思うのですが、今5つの工区で出てきたのは、それぞれの団地に合わせた工法をやるということでのいいのですか。統一ではないということなんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） ボーリング調査等を行いまして、それぞれの団地の地質に合わせた工法を行いますが、今計画しておるのは、それぞれの団地等もセメント改良によります地盤改良工法で考えております。

なお、集合住宅、鉄筋コンクリートづくりの大規模な建物になりますが、この基礎については、くい打ちを行いまして、きちんとした震災対策を行った上で建設をする計画となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ちょっとお尋ねいたします。

今のずっと集団移転の平面図を見させていただきますと、集会所の予定のあるところとないところがあるのですけれども、集会所についての町の考え方はいかなんでしょうか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 集会所の建設につきましては、それぞれの地区の行政区長さん方と協議を行いまして、現在、集会所が必要なところについては計画の中で集会所を設置するというところで計画を進めておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そうしますと、江下の1号には集会所がありましたけれども、2号のほうには、結構住宅がいっぱい張りつきますので、そういう部分では区長さんからの要望はないということなんでしょうか。もう一度確認の、済みません、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 既に各行政区にある公会堂等もございますし、震災等で被害を受けてなくなったところもございます。そういったことも踏まえて総合的に建設するかどうかをご協議の上、判断させていただいております。

なお、住居の戸数が多いところについては、その集会所の面積につきましてもご協議をさせていただいて建設計画をさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 下茨田の町営住宅の中に集会所ありますけれども、もうあそこ1カ所では絶対狭いと思います。多分行政区のここら辺は見直しが必要だと私は考えておりますけれども、そういう中できちんとしたもう計画を入れておいたほうが、今後進むのかなと思いますけれども。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 下茨田の集会所につきましては、行政区長様のほうとこれまで何度かご協議をさせていただいております。町営住宅にございます集会所を主に今お使いになられていらっしゃるわけでございますが、このたび県営住宅にある集会所、こちらにも使えるようになるということで、県のほうとご協議が整ったという運びになっているようでございます。

ただ、それとは別に今回災害公営住宅のほうでもつくることになるのですが、数が余り多過ぎますと、これは管理上の費用負担ということが出てまいります。そういった観点からも、地元の方々と十分な協議をさせていただいて、必要な部分について建設するというところで計画させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この議案との関連で、議会の議決事項ではありませんけれども、予定価格が5,000万円以下ですのでね。防災集団移転促進事業上塚団地宅地整備事業です。これについて、請負金額及び落札率、契約の相手方、わかれば述べてください。

議 長（安細隆之君） 鞠子議員、議題外の。

16番（鞠子幸則君） いや、それくらいわからないのかな。資料をきちんと持っていないの。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません。今ちょっと準備しておりませんが、議会として提出というのであれば、あとご用意したいと思います。ちょっと今手元にございませぬので、よろしく願い申し上げます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 今回で大体集団移転地の造成が全部出そろったわけですがけれども、これに伴います盛り土材ですね、ダンプカーにするとどれぐらいになるのか。また、その交通ルートのことについて、それから、走行の時間帯についてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、全部で9カ所ございます。その中で、きょうから

始まっているのが中野団地、荒浜ですね。中野団地がきょうから運搬してごさいます。それで、1日に5台で7回です。これがきょうから始まってまして、一番多いのが、それぞれ5台ずつ運ぶのですけれども、多いところでは7台の箇所もごさいます。1日多い月で370台、これを割山から運搬する計画でございまして、きょうから運んでいるのは、県道塩釜亘理線をずっとまっすぐ行きまして、中学校の西側を通りまして往復すると、このようなことごさいます。それで、これからいろいろと、この江下とか舟入とかありますけれども、道路の狭い箇所もごさいますので、これからその運搬経路は協議してまいりたいと、このように考えております。以上でございします。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今回の質問に関連しますけれども、これも町場なんですよね。それで、住宅が密集しています。7月のこれからダンプがふえることによって造成地に土を運ぶ。そこで、またタイヤに土がつく、一般道路に車が出る、ほこりが立つというふうな方程式ができますので、住民から何か苦情が来るのももう目に見えているのですよね。しっかり団地からは一切ダンプのタイヤにはほこりをつけさせないというふうな徹底した対策は、私は必要だと思うのですよね。その辺をどういうふう考えていますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回、きょうから割山ですけれども、割山の道路に出るところ、県道の手前でタイヤの泥落とし、それを設置しています。それで、まず、きょうからですので、今月は少ないです。多くなれば、それを2台、3台とふやしてまいりたいと思っています。それで、また今度は中野団地のほうも、当然これまた必要です、今度は出るときにも。それらのほうも対応してまいりたい。このように思っております。以上でございします。（「江下は」の声あり）

都市建設課長（日下初夫君） 江下のほうもこれから埋めますけれども、まず道路をどのような経路で運搬するか。それによってまず迷惑にならないような、その辺を考えたいと、このように思っています。

2番（高野孝一君） はい、わかりました。

議長（安細隆之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時40分といたします。休憩。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第89号 土地の取得について（亶理町災害公営集合住宅（亶理下茨田）整備事業）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第89号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、土地の取得について説明申し上げます。

議案書については70ページをお開きいただきたいと思います。

議案第89号 土地の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1、事業名、亶理町災害公営集合住宅（亶理下茨田）整備事業。
- 2、所在地、亶理町字下茨田52番地1 外33筆。
- 3、面積、2万376.33平米。
- 4、金額、4億637万8,990円。

5、契約の相手方、宮城県亶理郡亶理町字狐塚142番地2、守口好逸 外18名。

なお、各地権者との仮契約を締結した月日につきましては、5月23日から25日までの間に行っております。

それでは、次の資料、71ページをごらんいただきたいと思います。資料についてご説明申し上げます。

今回の事業において取得する宅地見込み地の、71ページには土地取得の明細表でございます。字下茨田52番地1から191番まで34筆分、1筆ごとの所在地、地目、面積の明細でございます。

次に、一覧表の下、買収単価につきましては、宅地見込み地の畑として1平米当たり1万9,600円から2万1,000円、同じく宅地見込み地の田、1万8,200円から2万1,000円と表示しておりますが、次の72ページの位置図、それから、その次のページ、73ページをごらんいただきたいと思います。説明を申し上げます。

まず、72ページでございますが、位置図でございます。太線で囲んでいる区域が今回の事業用地となりますが、具体的には、この位置図で示しているとおり、東側が町道狐塚線、幅員6.5メートルの舗装道路、西側は亶理承水路、北側が町道下茨田高屋線で、東側で幅員4.0メートルの舗装道路で、途中から幅員2メートルの未舗装道路、南側が町道渋田中町線、幅員6メートルの舗装道路に囲まれた、将来的に建物等の敷地として利用することが、自然的、社会的、経済的及び行政的観点から見て合理的と判断され、かつその確率が高いと認められる地域内にある宅地見込み地となります。

また、今回の土地売買契約に関しましても、国家資格を持ち、県内、それから町内全域の適正な不動産価格を熟知する不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく価格を提示し、地権者のご理解により契約を締結したものでございます。

この事業用地の鑑定評価につきましては、東日本大震災からの復興事業のうち、災害公営住宅の事業用地を取得するに当たり取引事例比較法、並びに開発法を適用した価格を総合的に評価を行い、鑑定した価格となっております。

それでは、次に、73ページの公図写しのほうをごらんください。

それぞれの宅地見込み地の買い取り単価については、色で表示させていただきました。まず、水色で表示いたしました土地が、1平米当たり1万8,200円となり、この土地については接面の道路がない、無道路地等の条件で、今回の鑑定では一番

低い鑑定価格となっております。また、オリーブ色で表示いたしました土地が、接面道路の幅員、それから居住の先行性がまさる等の条件から、1平米当たり2万1,000円の鑑定価格となり、一番高い価格となった状況でございます。

今回の事業用地の買い取り価格については、それぞれの土地の間口に対する接道条件、それから盛り土高の条件、また、各宅地見込み地の形状等により9段階の買い取り価格となったものでございます。

なお、地権者にはそれぞれの所有地の価格要因、今言った各要因を説明し、ご理解をいただき、土地売買契約の仮契約を締結しております。

今回の土地取得については、東日本大震災からの復興を推進する中で、災害公営住宅の早期完成は被災者の方々の願いでございます。早期に生活再建を凶っていただくための事業の底地の土地取得でございます。ご同意をいただき、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず第1点は、買収単価と家賃との関係ですね。災害公営住宅なもので、要するに買収単価が高くなれば、自動的に家賃は高くなるのか、その点、説明してください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 買収単価と家賃とは、必ずしも連動いたしません。家賃については、災害公営住宅でございますが、通常の公営住宅の家賃の計算方法に従いまして計算を行うこととしております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅等ですね、みなし仮設も入れて仮設住宅等に入居している方々は、1回避難所に行って、そして、そこからばらばらになって、仮設住宅に入って、そして、そこで一定のつながりをつくって、そして、今度また災害住宅に入るといふふうになるのですね。住環境の整備と同時に、やっぱり人と人とのつながりですね、きずなが大事なので、例えば仮設住宅に、例えばですよ、館南の方々が5戸とか10戸とかまとまって、あるところの災害公営住宅に入るとか、そういうつながり、きずなを保つように工夫する必要があると思うのですね。どこに入る

かとかの希望もそなえながらね。その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 仮設住宅から町営住宅、復興住宅ですね、集合型と、また戸建てとございます。今回、集合型は400戸、そしてまた、戸建ては96戸準備するわけございまして、これから仮申込書の手続をしたいと思っています。それで、来週の土曜日ですね、22日の日に災害危険区域の方で復興住宅を希望している方に対しての説明会を開催いたします。それで、その危険区域の中でも集合のほうを希望するのか、戸建てのほうを希望するのか、その辺の仮申込書を取りまして、全部で496戸ですけれども、その中で間に合うのかどうか。もし足りなければどうするのか。その辺の今後のことも踏まえるためにも仮申込書をとってみたいと、このように思っているところでございます。そして、一般の方についても、その後仮申込書をしたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一般の方というのは、要するに危険区域外の方というふうに理解して、主にいいですか。その点がまず1点ですね。

それについて仮設住宅の方々は、早く仮設から出たいと、これは皆さんの思いだと思います。そういう意味では、災害公営住宅を早急につくる必要があります。それをいつ入れるのか。例えば何年の何月ごろに入れるのか。それを早く住民の皆さんに知らせる必要があると思います。そういう意味では、この下茨田含めて各団地のおおよその何年何月ごろに入居開始なのか、改めて答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 先般の全員協議会の中で説明を申し上げましたとおり、まず優先順位は災害危険区域の方。ということは、危険区域ですので住むところがございません。その関係で、まず優先的に入っていただく。その次に、災害危険区域から西の分の方で現地再建ができないという方について、今度仮入居申し込み。それで496戸の中で余ってしまったということになりましたら、今度は町外の方についても考えてみたいと思っています。いずれにしても、やはり仮入居申込書をとってみたいと、わからないわけでございます。その関係でとってみたいと、このように思っているところでございます。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） もう1点。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 議員おっしゃるとおり、今仮設住宅等に入ってもらってる被災者の方々、一日も早く新しい住居をとということで悩んでいらっしゃる方が多いと思います。町としても一日も早く新しい住むところを確保してまいりたいと考えておるところでございます。

それで、災害公営住宅の入居の時期ということでございますが、これまでも何度か区長会とか機会を通じまして情報提供をさせていただいておるところでございます。簡単に申し上げますと、災害公営住宅の集合タイプになりますけれども、荒浜地区の集合住宅につきましては、平成26年の来年の秋ごろ竣工する予定でございます。竣工の前に正式な入居の募集を行いまして、今仮契約というふうな話でしたけれども、正式な契約を結んだ上で、できるだけ時間をあけないうちに入居をしていただくというふうな方向で考えてございます。

同じように下茨田住宅、それから上浜街道住宅、それから大谷地住宅ですね、これらにつきましては平成27年の春竣工予定となっております。竣工してすぐにも入れるような形で体制を整えたいというふうに考えてございます。

なお、工期につきましては、さまざまな条件の関係がございます。現時点で何月というところまでは、明確にはちょっと申し上げられないと思いますので、その点ご理解よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） この下茨田の公営集合住宅、そこからのアクセス道について、若干お話し、質問いたします。ここは町場といいますか、線路を渡ってこちらの西のほうに来る場合に、下茨田踏切がございます。非常に狭いというふうに見ております。また、そこから西のほうに来るにしても、両脇にうちが張りついていて、なかなか拡幅は難しいかなと私は思います。

そこで、この公営集合住宅に、これから若い世帯、そして小学校に通う、あそこの学区は互理小学校だろうと思います。中学校も互理中学校だろうと思います。そうしますと、頭の中で描いて申しわけないのですが、一体あそこは踏切を通ると一番近いですよ。自転車も通れるわけですが、狭い。で、危ないという考え方。買い物とかなんかちょっと別にしますけれども、そういうことで、アクセス道をこれか

らどのように考えているのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 確かに、今回予定しております下茨田住宅の南側の東西の道路でございます。西側承水路があって踏切と、この橋が狭いわけですね。今回この橋について広げるようにしなければならないとは思っています。ただ、財源と年度がございますので、その辺についても検討はしたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

12番（高野 進君） これからのアクセス道路、踏切含めて。

都市建設課長（日下初夫君） アクセス道路につきましても、やはりその下茨田住宅の方は、駅に出るにはやはり踏切を渡って西側ですね。そして、また、あと買い物するには東側の狐塚線、その辺の道路がメインかなと、このようには考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 1点だけ。73ページの公図写しでちょっと質問させていただきま

す。

この中で、道路に面していない、例えばピンクの120番の1と、73の1、それぞれ金額が違います。これは条件的には道路に面していないというような鑑定からいきますと、同じ取り扱いでもいいのではないかというふうに思うのですが、なぜ1万8,200円と1万9,400円になったのか。そこのところをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） まず、一番なのは、説明のときにお話ししましたけれども、まず120の1のほうの、両方とも無道路地にはなりますが、いわゆる開発とかその一体化での評価をする場合に、同じ地目上はこれは両方とも田んぼなんです。ただ、73の1は、先ほども説明の中では申し上げましたが、奥まったところで接道は実際はしていませんが、開発とかする上で実際は現況は2メートルの道路ということがございます。73の2を通って行くような形になると思いますね。そういった条件等がございます。

それから、73の1のほうといいますか、実際にはここは高圧線の下の関係等もございまして、そういった影響があって、比率はちょっと今申し上げられますけれども、そんなこともございまして、その辺の価格の差が出たというふうな状況でござ

います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今回の質問からちょっと広げますけれども、初めてこの色塗りで73ページですね、このランクづけが9ランクになっているのですね、単価のランクが。ただ、この事業用地については、集合住宅というふうな形で、一団の土地なんです。開発からすれば、一団の土地。集合住宅を建てるための一団の土地で買収すべきだと私は思うのですね。そうした場合、こんなに9ランクも、鑑定士さんは誰だかわからないですけれども、差があるような事業ではないのですね。普通のように集合移転、個別住宅のように宅地を分譲して渡すのならば土地の差があってもいいと思うのだけれども、これは一団の土地として取得するのであれば、一団の土地の単価で設定すべきだと私は思うのね。こんな9ランクも分けて、それぞれいろいろ地権者に対して、「あなたのところはこんなんだ、こんな500円、200円と差」、そういう問題の土地の取得のやり方ではなくて、学校の校庭でも何でもそういうものをやる時は、一団の土地として事業用地として取得する。これも税務署の公図だって全部同じだと思いますけれども、そういう取得の方法だと思うのですけれども、なぜ今回こんなに鑑定士さんが9ランクにも分けたのかということになるのね。さっき言ったとおり、移転地ならわかるのね、宅地になるから、条件によって。ただ、これは路線価をとったか、何かわからないけれども、そんなような感覚じゃなくて、区別する土地でもなくて、最終的には集合住宅の一団の土地になるわけ。そうしたら、そんな差があるような取得の方法というのは余り考えられない。なぜこんなような形で9ランクもつけたのか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今まで上浜街道、それから江下等を議決いただきました。

それで、上浜街道のときも道路沿いとその奥まった土地ということで2段階とか、あと江下については、接道あったのと中の土地の評価というふうな形で評価をいたしまして、2段階ぐらいだったと思いますけれども、議員のおっしゃる考えといいますか一団の土地というふうな考えでございますけれども、やはり現状の土地の評価という形にはなると思うので、そういった形の評価を鑑定士はされたと思いますし、私どももその考え方はやはり正しいのだと思いますし、何といたってもやはり資格を持っている方の評価でございますので、それで、もちろん地権者さんにそのこ

とを説明して、話を申し上げて了解をいただいたというふうな状況でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今言ったけれども、ほかの団地取得するのにも、多くたって3つだよね、単価の分けたのは。今回のように9ランクに分けているなんていうのは今までなかったよね、不思議に思わないですか、大体。何ぼ国の資格を持った鑑定士さんがこのような評価をした、路線価でやったと言ったって、事業用地としては集合住宅の一団の土地なのだから、学校用地を取得したと同じなのよ。道路がどこにあるだろうが、将来的にはね。そういう評価を何で鑑定士さんに評価の依頼をするときに、将来はこれは一団の土地だよと、そういうのをすべきなんです、土地取得の段階で。それを真に受けるということは、少しね、こんな9ランクに分けるという事態が俺は不思議だなと思いますよ、そういうこと。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） やはり現状のこの状況というのは、今まで、先ほども私も説明申し上げましたが、上浜街道とか江下とか同一条件の土地がこう並んでいたところではなく、この土地について、やはり先ほど申し上げましたとおり、奥まった状況とか接道条件とかそういったものがございまして、最終的には9段階になってしまったというふうな状況だと思います。

それから、佐藤正司議員からの質問にもありましたけれども、そういういわゆる環境条件等、高压線とかそういったものもございまして、評価としてそういった形になったというふうな状況でございます。（「いいわ」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号 土地の取得についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 土地の取得についての

件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

再開は午後 1 時といたします。休憩。

午後 0 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15 議案第 90 号 平成 25 年度亙理町一般会計補正予算（第 2 号）

議長（安細隆之君） 日程第 15、議案第 90 号 平成 25 年度亙理町一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第 90 号 平成 25 年度亙理町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、平成 25 年度亙理町一般会計補正予算（第 2 号）をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 25 年度一般会計補正予算（第 2 号）は、次の定めによるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 億 39 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 593 億 4,624 万 6,000 円とする。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による、でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、17 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費で、右のページに説明ございますが、18 節の備品購入費としまして 9 万 2,000 円の増額補正でございます。これについて

は、午前中お話ししたように、7月1日からの吉田、荒浜支所の再開に合わせて支所の名称を各地区の交流センターに改め、窓口業務については、各町民連絡所として証明書を発行することに合わせて、それぞれ公印を新たに作成するものでありまして、吉田、荒浜、逢隈地区、3施設分の町民連絡所証明用と地区交流センター所長用の2種類の公印の作成費でございます。

5目財産管理費の委託料ですが、122万3,000円の増額補正でございます。これについては、町有地に建設予定であります野地・浜吉田西公会堂の建設に先立ちまして、町有地の境界の確定の必要が生じたことと、旧倉庭住宅跡地の売り払いに当たりまして必要となる単価を設定するために、必要な資料となります不動産鑑定業務の委託料でございます。

それから、6目企画費ですが、補正額についてはゼロですが、後ほど説明いたします歳入で、今回県支出金で計上させていただきました土地利用規制対策費補助金、土地取引の届け出等事務費として1万8,000円について一般財源で当初計上していたものを、今回県支出金として組み替えるものでございます。

10目支所費、右の説明欄にございますように、吉田支所の現在まで使用しておりました仮設プレハブに設置しておりますエアコンを、新しく支所の再開に伴いましてこのエアコンを移設するための工事等の請負工事費として39万4,000円を増額するものでございます。

12目基金管理費、25節積立金ですが、これも右の説明欄にございますように、震災復興基金として後ほど歳入で説明しますが、東日本大震災復興資金として寄附金6件、28万3,000円を頂戴しましたので、寄附積立金として28万3,000円を増額するものでございます。

東日本大震災復興交付金基金の積立金については、下水道整備事業3,225万円の減額補正ですが、東日本大震災復興交付金の下水道整備事業交付金については、平成25年度の当初予算で計上しておりました吉田地区の災害公営住宅の下水道整備事業の交付金が、国の都合によりまして平成24年度に歳入されたということから、今回平成25年度の当初予算分で計算しておりました3,225万円を減額補正するものでございます。

それから、地域資源活用総合交流施設整備事業1,612万円の増額補正ですが、いわゆる水産センターの調査測量設計業務委託料として3,150万円のうち交付金事業

で認められました、町所有にかかわる施設の部分に係る委託料2,149万4,000円に補助率75%を掛けまして1,612万円となりますが、これを増額補正するものでございます。

それから、14目諸費22節の補償補填及び賠償金70万円の増額補正ですが、平成25年度当初予算で計上しておりましたが、平成24年6月18日に発生しました見守り隊の方の事故等の後遺症によりまして、公共活動協力者ということで見舞金を支払ったため、今後見込んでおりました予算が確保できなくなったということから、今回補正によりまして70万円を計上するものでございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

1目税務総務費19節負担金補助及び交付金18万円の増額補正ですが、右の説明欄にございますように、宮城県地方税滞納整理機構にかかわる経費については、県及び参加24市町村のうち職員を派遣していない市町村が負担することとされておまして、今年度、平成25年度においては亘理町から職員派遣を行わないこととしたため、今回負担金が生じたことによりまして、機構の要綱に定められております負担金として15万円を増額補正するものでございます。あわせて税務関係研修会負担金として3万円を補正として計上したものでございます。

次に、3款民生費でございます。2項3目保育所費の11節需用費ですが、昨年12月7日に発生しました東日本大震災の余震によりまして、亘理保育所の調理室北側の水道の取水栓、それから水抜き栓から漏水しているということが最近になりまして判明したことから、その漏水の修繕工事として修繕料21万円と、6目の二杉園費の同じく需用費ですが、二杉園の外壁のひび割れを最近確認したということで、このひび割れの拡大と雨水等がひび割れ部より入るのを防止するために、外壁ひび割れ補修工事として修繕料40万6,000円を増額補正するものでございます。

3項1目災害救助費192万9,000円の増額補正ですが、14節使用料及び賃借料としまして63万円。これにつきましては、災害援護資金貸付システムリース料でございまして、5年間、平成29年度までの長期契約でございまして、5年間の総額で650万円で、平成25年度のリース料が63万円ということで、今回増額補正させていただく金額でございます。

それから、23節129万9,000円の増額補正ですが、これにつきましては、災害援護資金貸付金の償還金でございます。

続いて、4款衛生費になります。1項2目予防費ですが、13節委託料としまして、麻疹・風疹予防接種委託料として176万円の増額補正でございます。これについては、風疹について昨年から大人の患者が急増しているということから、今年度、19歳から49歳までの男性及び女性に対しまして、麻疹・風疹の混合ワクチン接種費用を対象者に対し全額助成するものでございます。このことにつきましては、亙理郡医師会が設定している接種にかかわる費用として一人当たり8,800円、全額助成するものでありまして、接種者については200人を見込んでおります。次の19節補助金においては、次の22ページの説明欄に続きますが、町外医療機関受診者及び既接種者に対しさかのぼりまして助成金ということで同額8,800円を250人見込んでおりまして、合計220万円増額補正するものでございます。

続いて、21ページでございます。

5款労働費になります。1項2目勤労青少年ホーム管理費33万4,000円の増額補正でございますが、18節備品購入費としまして、ガステーブル、ガスコンロ、ガス台、釜等の購入を見込んでおります。これについては、勤労青少年ホームの復旧については復興交付金の事業により復旧工事を行いました。備品の購入が認められないということから、当初予算で震災復興基金寄附金分を財源として、当初で192万9,000円を予算計上しておりましたが、今回、備品内容について精査したところ、さらに必要となる備品が生じたということで、今回補正するものでございます。なお、今回の補正分については、震災復興基金寄附金分を充当する予定でございます。

19節負担金については、防火管理者講習受講料として6,000円を増額補正させていただくものでございます。

続いて、4目働く婦人の家管理費の15節工事請負費126万3,000円の増額補正でございます。これについては、ことしの7月1日から支所の再開に伴いまして、現在の事務室に逢隈地区のまちづくり協議会の事務局も併設することとしたことから、現在の事務所のスペースでは狭いということで窓口カウンターを一旦撤去しまして、現在のカウンターの位置よりも東側にカウンターを新たに新設し、事務所のスペースを拡張する工事等の内装改修等の工事費でございます。

次に、6款農林水産業費でございます。1項4目農業振興費19節負担金補助及び交付金1億3,289万5,000円の補正ですが、右のページの説明欄にございますよう

に、東日本大震災農業生産対策事業補助金でございます。この事業につきましては、平成23年度から実施しております事業で、今回の内容としましては、水稻及びイチゴ、野菜栽培における生産資機材の導入に対する生産農家に対する助成でございます。水稻につきましては、津波被災農地の約333ヘクタール分の水田の土壤改良剤の購入費用でございます。平成25年度の水稲栽培において作付していない面積については約800ヘクタールありまして、そのうち除塩工事实施分の水田に対する土壤改良材の購入費の補助でございます。また、イチゴ、野菜につきましては、主にいちご団地における生産資材導入費用でございます。具体的に申し上げますと、復興交付金の対象外となりました、いちご団地に使用する育苗ハウス内の棚などの購入費用に対する補助金でございます。歳入でもご説明しますが、国50、県25%の補助で、町から5%のかさ上げ補助を予定しております。今回の事業の農家さんについては100件強でございます。本事業の交付金の県からの内示については6月中旬の見込みでございますが、事前着工が認められているということで、それから、今年度の生産に間に合わせるためには早急に予算措置を行う必要があるということから、今回補正させていただくものでございます。

次に、13目復興事業費13節委託料1,200万円の補正でございますが、いちご団地造成事業につきましては、当初予算におきまして団地内の農道舗装工事費8,231万8,000円を計上させていただいているところでございますが、今回補正予算として上程させていただきますのは、この舗装工事に対する設計業務でございます。当初計画では、職員が測量設計まで、いわゆる自前で行う予定で計画しておりましたが、今後、舗装完了後に団地内の農道の拡幅改良や修繕など、将来のことを考慮しますと、外部委託によりまして設計図書等の成果品を作成し保管していたほうが今後の維持管理等も含めて得策であるという判断から、今回補正により対応させていただくものでございます。

2項1目林業振興費13節委託料につきましては、松くい虫伐倒駆除業務委託料として、23ページに続きますが、60万円の増額補正でございます。当初予算において県単補助事業の宮城の松林健全化事業の事業費300万円と国庫補助事業の保全松林緊急保護整備事業費140万円の合計440万円で計上しておりましたが、今回国の100%補助であります松くい虫伐倒駆除事業が、国のほうから今回500万円の事業費で認められましたことから、今回事業をくらがえし、差分の60万円を増額補正する

ものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

3項水産業費 3目復興事業費3,169万2,000円の増額補正でございます。説明欄にございますように、地域資源活用総合交流施設整備事業につきましては、津波により流失しました水産センター、これについては水産加工物の処理施設、直売所、会議室、救難所の復旧に合わせて、同様に被災しましたわたり温泉島の海に設けておりましたふれあい市場を統合し、水産センターとして整備するものでございます。水産センター整備事業費については、東日本大震災復興交付金の第6回申請において実施設計並びに建設費を申請しておりましたが、復興庁のほうからまず設計費についてご承認いただいたことから、今回12節の手数料として建築確認申請手数料及び建物の構造計算の適合性の判定手数料として19万2,000円、それから13節委託料として水産センターにかかわる調査測量設計委託料として3,150万円を増額する補正でございます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。1項3目観光費、補正額についてはゼロですが、復興観光イベント開催事業の執行に当たり、当初予算では一般財源として1,671万8,000円を計上しておりましたが、今回県のほうから震災復興基金からの繰り入れが認められたということで財源の組み替えをして、震災復興基金からの同額1,671万8,000円を繰り入れを行うものでございます。

4目企業誘致対策費として、右の説明欄にありますようにその他負担金として520万円の増額補正でございます。これについては、本町で企業誘致を現在進めておりますエムカイワ株式会社の神宮寺の旧袖ヶ沢住宅跡地に工場建設を決定したところではありますが、近隣住宅3戸に水道供給している水道管が工場予定地内に布設されているということから、工場への水道管の布設とあわせて近隣住宅3戸への水道管の布設がえ工事を行うものでありまして、住宅跡地に隣接する町道袖ヶ沢若宮線へ配水管を新たに布設する工事を上下水道課に負担金として支出し、工事の執行をお願いするものでありまして、配水管布設工として50ミリ管を121メートル新たに布設するものであります。そのうちエムカイワ分63メートル工事費として200万円を、歳入で説明しますがエムカイワから負担金として見込んでおります。

次に、8款土木費 4項 2目公共下水道費繰出金として、右の説明欄にあります

が、亘理町公共下水道事業特別会計繰出金として357万3,000円を増額補正するもの
でございます。

それから、4項4目公園管理費65万円の増額補正ですが、右の説明欄に記載のお
おくま公園、これにつきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、平成24
年度に整備を完了したところですが、今回補正予算に計上させていただきますの
は、この公園にかかる物置等の設置工事として60万円を工事請負費。

それから、26ページの説明欄にございますが、備品購入費として仮設用トイレの
テント購入費です。仮設トイレ用のテントについては、災害時において公園内にあ
る下水道のマンホールをトイレを直結した際に必要となる周囲を囲むテントの購入
費として、5万円増額補正するものでございます。

続いて、25ページをお開きいただきたいと思います。

6目復興事業費22億5,819万8,000円の補正でございます。防災集団移転促進事業
費1億7,340万円ですが、これについては、当初予算において復興交付金の一括効
果促進事業として予算計上しておりましたが、当初予算編成後、3月末に国土交通
省から基幹事業での対応が認められたということで、今回補正により新たに計上し
て、この説明欄の下から2番目にあります事業の効果促進事業で復興整備事業予定
地瓦れき除去・撤去事業費1億7,340万円を減額補正し、予算の組み替えを行うも
のでございます。

それから、被災宅地復旧支援事業費8,000万円の減額補正ですが、26ページ下段
の津波浸水区域支援事業の津波被災住宅再建支援等補助金に重複する分として減額
するものでございます。

それから、復興・活性化プロジェクト事業費、補正額についてはゼロですが、地
域活性化の検討に当たりまして民間企業からの参画も予定しておりまして、個人、
いわゆる大学教授以外への謝礼も今後予想されるということから、委員報酬142万
1,000円を全額報償費に予算組み替えするものでございます。

それから、地域防災対応マニュアル等策定費1,859万8,000円の増額補正ですが、
これについては当初予算に計上しているところでございますが、策定する防災マニ
ュアル等の精度を上げるため、今回検証業務を追加するものでございます。

防集移転先団地工事統括マネジメント事業費として3,040万円の減額補正です
が、これにつきましては、当初予算で復興交付金の一括効果促進事業で計上してお

りましたが、事業内容として防災集団移転先団地の整備の施工監理に当たりまして、担当職員不足のために外務委託ということで当初見込んでおりましたが、今回4月の人事異動等によりまして職員のみでの施工監理が対応可能となったということで、当初予算で計上しておりましたこのマネジメント事業委託料3,040万円を全額減額補正するものでございます。

それから、津波浸水区域支援事業費23億5,000万円の増額補正ですが、説明欄にございますように、津波被災住宅再建支援等補助金でございます。内容については、主に災害の危険区域外に居住しておりました被災者への支援ということで、住宅取得にかかわる金融機関からの借り入れる際の利子補給、移転費用、さらには宅地かさ上げ費用など、1世帯当たり最大で886万円を助成するものでございます。住宅補助分で最大で786万円と住宅かさ上げ補助100万円で、合計886万円の助成制度でございます。全体事業費でこれを計算しますと、最大で48億6,330万円となりまして、財源については、津波被災住宅再建支援分の基金39億4,000万円と県からの東日本大震災の復興交付金基金の10億円の現在の残額の活用予定でございます。今年度分の事業費については、事業費の50%で23億5,000万円を今回補正で予算計上させていただきまして、これについては、住宅再建支援金の申請率が全体の約半分、50%と見込んで算出したものでございます。

続いて、27ページをお開きいただきたいと思います。

5項1目住宅管理費、工事請負費として1,352万円の補正ですが、これについては、エイムカイワ株式会社に売り払いを予定しております袖ヶ沢住宅跡地に、以前解体した旧袖ヶ沢住宅の基礎ぐいが残っていることが判明したため、工場の建設に必要なコンクリートの基礎ぐいを撤去する工事費。それから、この袖ヶ沢住宅に隣接する側溝等のつけかえ工事等で、合計で1,352万円の増額補正するものでございます。

続いて、9款消防費でございます。1項3目消防施設費については、補正額についてはゼロですが、一般財源の20万円を地方債へ同額予算の組み替えを行うものでございます。後ほど地方債補正の項目で説明いたしますが、消防施設整備事業債を補正前の充当率70%で、限度額350万円だったものを今回充当率75%と5%引き上げ、限度額を370万円にすることによりまして、差分20万円を一般財源から地方債へ組み替えを行うものでございます。

4目水防費についても、補正額はゼロでございますが、今回県のほうから水防訓練事業費の補助金ということで10万円の内示があったことから、当初見込んでおりました一般財源から県支出金への財源の組み替えを行うものでございます。

それから、5目防災費、委員報酬費70万2,000円の増額補正ですが、防災会議におきまして、新たに学識経験者として東北大学から3名の教授等の出席依頼と、新たに専門部会を開催し、地域防災計画の細部の検討を図るものであります。

委託料につきましては、平成24年度に策定した東日本大震災活動等の記録集配送業務委託料として63万円を補正するものでございます。

工事費につきましては、国の緊急経済対策であります復興防災対策事業を活用し、既に導入済みであります、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと連携し、大規模災害発生時に迅速かつ可能な限り多くの住民に防災情報を伝達するため、自動起動により多様な通信メディアで情報を発信するためのシステムを整備するもので、防災情報通信設備整備工事として2,100万円を増額するものでございます。

次に、10款教育費でございます。3項中学校費1目学校管理費で、工事請負費としまして、吉田中学校プール改修工事として1,540万円増額補正をするものでございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

2目教育振興費で、荒浜中学校の備品購入費として100万円増額補正でございます。

それから、4項社会教育費1目社会教育総務費については、東日本大震災後、家庭、地域、学校が相互に連携・協働により地域全体で子供を育てる体制づくりが必要であるという観点から、平成25年度に引き続き県の委託基金事業として事業を推進するに当たり、当初予算で既に計上済みでありますこの事業と同様の、説明欄にございます34ページまでの4の少年教育経費、成人教育経費、家庭教育経費、中央公民館経費、文化財保護事務経費を減額し、協働教育プラットフォーム事業費として128万円を増額補正するものでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費でございます。3項2目公立学校施設災害復旧費の工事請負費については、東日本大震災によりまして被災した荒浜中学校のプール及び逢隈中学校

のプール災害復旧工事費として、合わせて9,600万円を今回増額補正するものでございます。

あと、5項2目の児童福祉施設災害復旧費については、荒浜保育所建設予定地の買収に当たりまして、土地所有者が設置しております倉庫及び社等の移転が必要となったということから、今回その移転費用として80万円を増額補正するものでございます。

12款公債費。1項1目元金の償還金利息及び割引料については、地方公共団体金融機構が実施するいわゆる特定被災地方公共団体借換債の制度を活用して既往債の借換債を今回行うために1,120万円増額するものでございます。

続いて、歳入についてご説明しますので、お戻りいただきまして9ページをごらんいただきたいと思っております。

9款1項1目の地方交付税4,094万1,000円の増額補正でございますが、右の説明欄にございますように、震災復興特別交付税でございますが、これについては、補助金の残額分に交付されるというような内容になっております。

13款国庫支出金の1項4目災害復旧費負担金ですが、これも説明欄にございますように、公立学校施設の災害復旧費の負担金として4,506万8,000円国から来るために、今回増額補正するものでございます。

あと、2項3目土木費国庫補助金ですが、これも説明欄にありますように、6節の東日本大震災復興交付金の下水道整備事業交付金については先ほど説明したように3,225万円の減額補正ですが、平成25年度当初計上しておりました吉田地区の災害公営集合住宅の下水道整備事業交付金が、国の都合によりまして平成24年度に歳入されたということから、今回3,225万円を先ほどと同じように減額するものでございます。

8目農林水産業費国庫補助金、これについては右の説明欄にございますように、地域資源活用総合交流施設整備事業交付金、いわゆる水産センターですが、1,612万円増額補正でございます。水産センターの調査測量設計業務委託料3,150万円のうち、先ほど申しました町所有にかかわる施設の部分にかかわる委託料として、2,149万4,000円に補助率75%を掛けました1,612万円が今回交付金の金額となります。

それから、10目消防費国庫補助金として、防災情報通信設備整備事業交付金とし

て2,100万円増額補正するものでございます。

14款県支出金ですが、2項1目総務費県補助金148万2,000円減額補正です。内容につきましては、説明欄にありますように、市町村振興総合補助金メニューの中の単独事業であります宮城の松林健全化事業150万円の減額補正です。このことにつきましては、当初予算300万円に対しての2分の1の県費補助150万円を見込んで事業予定としておりましたが、先ほども説明しましたように、国100%の補助であります松くい虫の駆除事業が国のほうから今回認められたということで、県単の宮城の松林健全化事業を取りやめることとしましてこの松くい虫の駆除事業を行うことにより、今回減額補正するものです。

それから、土地利用規制等対策補助金については、歳出でもお話ししましたように、県からの土地取引の届け出等の事務費として1万8,000円を補正するものでございます。

4目農林水産業費県補助金としまして、東日本大震災農業生産対策交付金として8,839万円及び宮城県農業生産早期再開対策事業補助金3,708万8,000円の増額するものです。先ほど歳出でお話しした内容ですが、今回交付金については、JAみやぎ亘理が事業主体となりまして、水田への土壌改良材の助成といちご団地内の生産資材の導入費用でございます。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。

3節で林業費補助金として、松くい虫駆除事業費補助金として406万2,000円の増額補正ですが、先ほど来から説明しておりますように、国の補助事業が100%認められたということで、当初500万円の事業費から今回のいわゆる93万8,000円差し引きました406万2,000円について今回増額補正するものでございます。

7目消防費県補助金として水防訓練補助金として10万円の補正。これについては、先ほど説明したとおりでございます。

10目災害復旧費県補助金として農業施設災害復旧費の補助金として206万2,000円の補正。

それから、3項6目教育費委託金として協働教育プラットフォーム事業費として、先ほども説明しましたように128万円の増額補正するものでございます。

15款財産収入ですが、2項1目不動産売払収入として、袖ヶ沢の町有地2,996.2平方メートルをエイムカイワに売り払いするための増額補正でありまして、2,549

万6,000円補正するものでございます。

16款の寄附金につきましては、東日本大震災復興資金として6件、28万3,000円を頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で2件、3万円、児童福祉費として1万円、林業費として2万円、ご寄附を頂戴して補正するものでございまして、ご寄附をいただいた方々については、この場をかりまして御礼申し上げる次第でございます。

それから、17款繰入金については、次の13ページまで続きますが、東日本大震災の復興交付金事業については、一旦基金に積み立てし、その基金から繰り入れした上で事業に充当しなければならないというルールがありまして、震災復興基金繰入金として22億8,697万6,000円を繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金繰出金として1,968万3,000円を繰り入れするため、今回補正するものでございます。

そして、11ページに戻りまして、財政調整基金の繰入金ですが、今回補正の調整財源としまして2,194万8,000円を財政調整基金から繰り入れするために補正するものでございます。

13ページ、19款諸収入4項1目雑入の2節の総務雑入ですが、100万円の増額補正ですが、先ほど歳出でもご説明しました、事故等の後遺症によりまして公共活動協力者に見舞金を支払ったために、今回新たに全国町村会から損害賠償金が入る予定であるため、補正するものであります。

3節の企画財政雑入ですが、これについては、旧袖ヶ沢住宅の配水管の布設がえに伴いまして、配水管の移設工事のうち、工場を建設予定のエムカイワ株式会社側の負担すべき、いわゆる本管から工場までの引き込む配水管の布設工事の負担金として200万円を見込んで今回補正するものでございます。

それから、5項の受託事業収入の1目農林水産業費受託事業収入820万4,000円の補正でございますが、地域資源活用総合交流施設整備事業、いわゆる水産センターに入居予定の宮城県漁業協同組合亘理町支所及び文部科学省防災科学技術研究所から、それぞれ今回の実施設計業務に当たりまして負担金として合わせて820万4,000円を補正するものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

20款町債について説明いたします。1項4目土木費の町道新設改良事業債については、償還金免除繰上償還にかかる借換債として1,120万円補正するものでござい

ます。

5目消防債の消防施設整備事業債については、起債の充当率の関係で限度額を350万円から370万円に変更することに伴い、差額の20万円補正するものでございます。

次に、4ページのほうにお戻りいただきまして、4ページの第2表 債務負担行為の追加、これについては、当初予算で計上しております亘理町土地評価業務委託料及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料について、平成26年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成26年度におけるそれぞれの限度額を432万円と250万円にそれぞれ設定するものでございます。

続いて、第3表の地方債補正でございますが、まず追加分としまして、先ほど町債の項目でもご説明しましたように、町道新設改良事業債として1,120万円を限度額として設定するもので、起債方法、利率、償還方法については、ここに記載のとおりでございます。

変更分としまして、消防施設整備事業債として、先ほどご説明しましたように、起債の充当率の関係で限度額を350万円から370万円に変更するものでございます。なお、起債方法、利率、償還方法については、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、何点かゆっくり言いますので、メモをしてください。

まず、18ページ、2款1項12目8の25節、下水道事業ですけれども、国の都合により平成24年度に収入が入ったことによって減額というふうに説明されたけれども、国の都合によりというのは具体的にどういうことなのか、説明してください。

次に、24ページ、7款1項4目19節、町とエイムカイワの負担の割合は、エイムカイワから200万円と、520万円のうち200万円ですね。負担割合はこうなっておりますけれども、その根拠をもう一度説明してください。

26ページ、8款4項6目24の13節、検証業務を委託するとされておりますけれども、どこに検証業務を委託するのか。

28ページ、9款1項5目5の15節、ここで、Jアラートから大規模災害の防災情報を迅速、速やかに正確に住民に伝達するというふうになっておりますけれども、

Jアラートから住民にどういう形で情報は伝達されるのかですね。

あと、もう1点、30ページ、10款4項1目9、協働教育のプラットホーム事業ですけれども、これも昨年も出ていますけれども、なぜ当初からこれは予算に組み入れることはできなかったのか。

以上について、まず答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初に、下水道整備事業交付金3,225万円減額ですが、これについては、先ほど申し上げましたように平成25年度当初予算という話がありまして、平成25年度の予算要求、最初2月で取りまとめしましたけれども、3月議会ありまして既に平成25年度予算で計上済みでありまして、その後3月の年度末ぎりぎりにこの交付金が入ってまいりました。

それで、町としましては、これも3月議会で議員さん方にお話ししましたように、平成24年度の3月補正予算で平成24年度の予算としまして補正させていただきましたけれども、既に平成24年度ということで入っておりましたので、今回平成25年度当初予算にもう既に同額組み込んでおりましたものですから、今回この平成25年度当初予算を計上したものを減額補正したものでございます。

それから、あと2点目のエムカイワの200万円の負担金でございますが、これについては上下水道課のほうにお話ししまして、それぞれいわゆる積算していただきました。エムカイワにつきましては、先ほどご説明しましたように、町の本管からいわゆるエムカイワで水道を引き込むための配管工事費ということで積算しますと200万円。町としましては、先ほどご説明しましたように、袖ヶ沢住宅内に水道管が昔から入っておりましてその隣接する3軒の水道管、そのままでは使えなくなるものですから、いわゆる現状と同じ水道を使えるということで機能補償のために切り回し、これについても積算した結果320万円ということで、それぞれ積算して算出したものでございます。最終的には、変更等で増額、減額等が伴いました場合については、その精算によりまして多少負担金については変動するというところで現在見込んでおります。

2点、以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ちょっと何点目かわからないのですが、26ページの地域防

災マニュアルにつきましてでございますけれども、委託業者につきましては、当初で委託をしております国際航業のほうを同社で考えております。

それから、次のページになりますが、28ページになりますが、Jアラートの周知方法でございますが、内容につきましては、国のほうから町のほうに直接流れてきたものを、今後ですけれども、現在は防災無線のほうには流せるようになっております。それを災害FM、それから、今各種メール配信サービスを行っておりますが、そちらのほうにも直接つなげることができるというふうなことで、その環境準備をするというふうなことでございます。そのようなことから一斉に、内容によっては防災無線、それからFMラジオ、それからメール配信というものを同時に行うことが可能になるというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 30ページ、9番の協働教育プラットホーム事業につきましては、これは県のほうで単年度事業として取り扱っております、平成25年度の事業についてはやるかどうかわからないというふうな方針でございましたけれども、新年度になってから、対応して構わないというふうなご了解をいただいたために、少年教育から文化財保護事務経費の中で、その協働事業に合致する事業経費を組み替えたものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今の点はわかりました。

22ページ、6款1項4目19節、農業生産対策事業補助金ですけれども、説明はわかりましたけれども、イチゴの場合は、いちご団地の育苗ハウスの棚の整備などとなっておりますけれども、ことし夜冷庫を申し込まなかった方の夜冷庫の補助については、この補助金は活用できるのか、できないのか。できないときにはどういう対策がとられるのかを、まず第1点目。

24ページ、6款3項3目の13節水産センターに文部科学省の防災科学技術研究所が入るのでございますけれども、この文科省の防災科学技術研究所というのはどういう組織で、どういう経過でこの水産センターに入るようになったのか。それをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今1点目でございますが、東日本大震災農業生産対策事業

補助金という中で、今回、育苗用棚の資材というので、87戸の方々が今回育苗施設の中にこの棚を入れるというので申請しております。

もう一つの中で、夜冷庫につきましては、この対策交付金で今見られるか見られないか、精査中でございます。農協と一緒に県を通して状況判断をしている最中でございます。

あと、水産センターの文部科学省の独立行政法人防災科学技術研究所につきましては、沖のほうに津波、または波浪、そういうやつに浮きを設置しまして、いち早く地震と津波となれば波浪計が作動します。それを今回水産センターの3階に設置したいというような形で今調整を図っております。どうしてもこの設置場所につきましては高いところがいいということでございますので、うちのほうで水産センターと一緒にやればいいのではないかとということで、今、協議中でございますので、独立行政法人ということでございますので、ご了解願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目ですね。26ページ、8款4項6目の47、津波浸水区域支援事業23億5,000万円ですね。これは額的にも今度の予算で一番大きいし、住民にとっても非常に重要な予算であります。予算以外に議案として恐らく提案されないと思うので、3点お伺いしますけれども、まず、災害救助法に基づく住宅の応急修理ですね、いわゆる52万円が限度額ですけれども、これを使った方々も、全壊、大規模半壊、半壊の修繕の持ち家の場合使えるのかどうか、まず第1点目。要するに併給できるのかどうかなんです。これが1点目。

あと、もう1点は、今度の補助項目として被災した転入者への再建補助ということで計上されておりますけれども、これについてですけれども、例えば、亘理で災害危険区域外で被災して例えば仙台に転居して、仙台に住民票があった方が亘理へ戻ってきたとき、こういうときにはこれは対象になるのか、ならないのか。亘理で被災して仙台に転入して、また亘理に戻ってきたときには、これは補助の対象になるのか、ならないのか。

第3点目は、住民票を例えば岩沼市に移した方は、この人は恐らく対象にならないと思うのですよ、定住促進ですからね。その場合、岩沼市にも独自の津波浸水区域補助金がありますけれども、それは適用されるのか。それは自治体の問題なの

か。その3点をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 今回の津波浸水区域支援事業でございますが、先ほど1点目の応急修理代52万円につきましては、今回のそれと別であるということで考えていますので、もらって修繕した方についても差し引かないでそのまま支給したいと考えております。

それから、転入者への再建ということでございますが、一度町外に出た方について、その支援制度を利用していない方がまた戻ってくるのであれば、それは該当するのではないかというふうに思っております。

あと、それから、町外に出た方、住民票そういったものを移した方については、その受け入れ先の自治体のほうでの対応ということになると思います。今回は、あくまで町内に定住を促進というのが目的でございますので、そういったものに該当させていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、22ページの5款1項の2目で4節のところなのですけれども、備品購入費、先日ここの勤労青少年ホームのほうに行ってみますと、雨どいが壊れていました。大きな穴があいていました。そういう備品購入費の中にその雨どいも入っているのかがまず1点。ここは非常にすばらしい群設計事務所がつくった図面を見ましたけれども、仕様書なんか本当にすばらしいですね。こういういい塗料を使っていました。それから、まず1つ。

それから、2つ目が32ページ、11款の2目の4節中学校のプールですね。これはFRPプールということで今回図面に載っております。プール改築、FRP製プールということですが、これはFRPですとガラスマットを使うと思うのですが、これは何層の仕様なのか、もしわかれば教えていただきたい。以上。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 22ページの勤労青少年ホーム管理経費でございますけれども、震災のときにガスコンロ等が備品台帳のほうに載っていなかったために災害査定では認められなかったということから、今回備品購入費としてガスコンロ台として計上させていただいたものでありまして、議員ご指摘の雨どいの壊れについては後で連絡いただいてわかったものですから、今後の予算で対応したいというふうに

考えております。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 2点目の層の階層ですけれども、こちらにつきましては、設計図をきょう持ってきておりませんので、詳細については、後ほど都市建設課のほうの担当のほうから確認してお答えしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひ、このプールですね、1層なのか2層なのかのガラスマットが、これが重なっていけば重なるほど強いものですから、やはり子供たちにけがとかないような形でやってもらえればと思って質問しました。

それから、最後に、24ページ、公園管理費の中で先ほど工事請負費が総合交付金を活用という課長のお話でございましたけれども、これは下水道総合地震対策事業としてのそれを活用したということによろしいのか、どうか。そうすれば、これはたしか国から2分の1補助されると思ったのですが、まず、それが1点と。

備品購入でテントということをおっしゃってございましたけれども、これは26ページですね、済みません、18節備品購入の中にテントと言いましたけれども、テントですと、以前私は昨年6月の一般質問で出したと思いますけれども、非常にこのテントというのは壊れやすいと、それでパイプ式がいいということで東松島では全部パイプ式にかえたということなわけですけれども、やはりこれはこのままテントでずっと持っていくのかどうかということを確認したいというのが、1つです。

それから、もう一つですね、ここはマンホールトイレなのですか、し尿処理対応のマンホールトイレなのか、それとも下水道本管利用型の仮設トイレなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 1点目の補助事業についてですが、先ほどご説明しましたように、おおくま公園の整備そのものですので、いわゆる国土交通省の社会資本整備総合交付金の活用で、公園の整備の補助事業でございます。

1点目については以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、仮設のトイレでございますが、このトイレにつきましては、下水のほうに流す、これはあくまでも災害用でございます、テントを

張りまして、そこから用を足して、今度は別のところから水を流すと、これが下水のほうにおりると、このようなタイプでございます。以上でございます。（「テント」の声あり）

あと、テントの材質ということでございますけれども、今ちょっとその辺については資料がございませんので、後からお答えしたいと思っています。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） マンホールトイレを災害用としてと今言いました。確かにマンホールトイレというのは災害用なんですね。それで、あれを現場に行って確かに私も見てきました。やはり一番水の問題が大変じゃないかなと思っているのですね。やはりもうそのままもし使用した場合、そのままもう行っちゃったら、もう今度は詰まっちゃうんですね。要するに、そこをよよく考えていただければと、このように思いました。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 鞠子議員の質問に関連するのですが、大震災復興基金の交付金事業について質問したいと思います。ちょっと確認なんですけど、今回は事業費を50%、約23億5,000万円を見込んだと。それで、問題は、3.11以降自主再建で危険区域外に住んでいて、もう生活を営んでいる方について、要するにローンを組まないで今までやってきた方についての支援金ですね。これはこの提案では10分の1と、実費補助というふうにありますけれども、この辺の確認をしておきたいと思いますが。

例えば、事例を挙げて申し上げたいと思いますが、例えば、1,000万円リフォームをかけたと、全部ローンも何も組まないでお金を集めてやったと、そして、そういった方については、説明だと自主再建でその生活再建の支援金、例えば1,000万円ですと全壊したエリアですと100万円もらっていますから、1,000万円引く100万円で900万円、900万円の10分の1がこの補助率という考えでいいのかわるかですね。

そして、あともう一つは、何も生活をローン組まないで申請する場合、どういう書類が必要なのか。実際もう1年前に住んでいるよと、今からこういうふうに決まって新たに申請する場合のその様式ですね、提出書類、こういったものをお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えいたします。

生活再建支援の加算金、新築購入そういったものには200万円、それから修繕ということで100万円ということで、被災者支援課のほうに申請が上がってきた分については、今現在、荒浜・吉田地区において約1,200世帯ぐらいもう自力再建している方がいらっしゃいます。その中で、今小野議員さんが言ったようにですね。

（「これから申請する場合」の声あり）

被災者支援課長（齋藤幸夫君） でなくてですね、先ほど言ったその額について例を示していただいたように、1,000万円が自前を出した場合に、ローンを組まなかったときに修繕の場合は100万円というふうになりますので、それを引いての10分の1ということでございますので90万円ということになります。（「そうですか」の声あり）

はい。それから、申請に当たっては、本議会で承認・議決を得ましたら、早速広報等では周知はするのですけれども、その中でいろんな書類、例えば契約書、それから、ローンを組んだ場合については金融機関の返還計画書ですかね、そういったものを提示、それから、あと完了したものについては領収書、そういったもので申請を受け付けしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 補助率等についてはわかりました。問題は提出書類ですね。この辺を、例えば完了して自分で現在生活再建しているわけですから、余り余計な書類はないと思います。持っていない方もおろうかと思えます。その辺は少し、幾ら役所でも雑にはできないと思いますが、被災者が申請しやすいような環境づくりなり、そういった方法をひとつ考えていただきたいなど。いろんな書類を見ますと、同じような申請書類が何枚も出てくると、やはり最小限にとどめてその辺を考えていただきたいと、こういうことを申し上げておきたいと思えます。以上です。答弁いりません。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 二、三お伺いいたします。

まず引越し、こまく行きます。移転の場合の78万円という、失礼、今の関連で行きます。津波被災住宅再建関係でございまして、ページは26ページの一番下ね。今、小野議員の関連になります。移転費が78万円ということでございます、上限で

すが。78万円のちょっとしたことですが考え方、基準、いわゆる私なりに北海道から九州まで行っても1軒当たり移動して78万円はかからないんじゃないかなと、これは上限ですからいいんですが、これの考え方の基準。それと、移転の場合、いわゆる知人、友人とか親戚の方に依頼をしてやったというのが大勢だと思います。いわゆる運送店、その後もなかなか稼働しておりませんので、その場合は領収書も何も持っていないとそういうことのために、例えば一定額上げるとか、そういうことを考えているのか。領収書がなければ申請できないのか、これらね。

それと、家財のやつが入っていないのですよ。入っていないのは、これはこれで。問題は軒数、この算出した軒数は、持ち家全壊が1,541軒とかこうございます。その後いわゆる人口の流出が続いておりまして、戻ってこない方がいるわけですね。すると、この基準となる1,541軒というこの数字で行きますよ、全壊、持ち家ということになりますと、この予算というのは余ることが考えられるわけなんです。その余った中から、それを財源として家財等に対応できないものかどうかというふうに思います。ここまで、以上でございます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） まず、移転費の78万円でございますが、こちらについては災害危険区域内の方々の災害危険区域内移転者支援事業補助金に準じたというふうなですね、そういうふうにしたものでございます。

それから、引越し屋さんを頼まないで、知人、それから家族等で行った場合の経費でございますが、この場合、やっぱり確たる証拠が金額がわかりませんので、ある程度やっぱり引越し屋さんの業者さんに頼んでいただいて、そのあかしによって補助をしたいと思います。ただし、個人の方でトラックとかのリース、そういったものの経費については交付をしたいというふうに考えております。

あと、それから、家財でございますが、こちらにつきましては、まず、家の再建をするものでございますので、そういったものに充てたいと思います。ただし、半壊の修繕というのはございます。半壊の修繕も本来ですと建物を修繕するようになりますが、それだけではなくて、例えば畳とか電気製品ですかね、あと風呂、そういったものについても修繕がかかっていると思いますので、そういったものは見ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 移転費については、領収書がなければできないような話になりますので、何ともなりません、先ほど家財なんですけど……。

議 長（安細隆之君） マイク使ってください。

1 2 番（高野 進君） はい。家財なんですけど、畳は家財ではないね、たしかね。話はちょっと別なほうに行きますが、39億4,000万円と金額が来るわけです。いずれ申し込みを受け付けすれば、大体残りが幾らになるか。で、残ったのは恐らく返還しなければならぬというふうにするわけ、間違いないかと思うのですが。それで、その余った中で何とかこう対応していけないものかどうかという、これからの考え方が、どうでしょう。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど説明しました39億円のほかに基金、11億円の残額ですけども、そのほかに町の単費2億、3億円程度になるかと思っておりますけれども、その分も見込んでおりますので、一応町費分も入っているということをご理解いただきたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 理解してくださいという、いや、残った場合にどうするかということで。返還するわけですよね。だから、それを何とかこちらで、家財は建物の一部と考えるなりして、今だっちはめ込み式のもういわゆるたんすなんていうのもあるわけですよ。すると、いわゆる一つの建物の一部として、そして何とかできないものか。これから考えてみたいとかせめて返事をいただきたい。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、先ほど述べましたように、いわゆる想定でありまして、実際、実績でちょっとどうなるかわかりませんので、今後、実績の状況を検討してみたいと思っております。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 20ページの衛生費です。予防接種、風疹の予防なんですけれども、町内何カ所の病院でこの接種を行うのか、まず第1点。

それから、ちょっと関連になりますけれども、26ページの津波のその交付金なんですけれども、これは何年、ことしよりも、例えば公営住宅の払い下げ、公営住宅への移転補助というのはまだちょっとことしは発生しないことだと思っておりますけれども

も、この復興基金交付金は大体何年ぐらい予算を計上して被災された方に対応するのでしょうか、この点をまずお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 町内というか互理郡医師会にお願いするものですから、互理町内では19医院、山元町では3医院、合計22医院で接種が可能です。以上です。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） この津波浸水区域支援事業でございますが、平成32年度までの申請受け付けになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、公営住宅の移転費用の中に、公営住宅に入る場合に3カ月分の前家賃というのですかね、そういうのが発生すると思いますけれども、それはこの移転費補助の中で含まれますかね、その点について。公営住宅に入りたいのだけれども、公営住宅には保証人の問題とかがありますけれども、その移転費用の中に。結構3カ月分って大きい金額になると思いますけれども、これは入るのでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 災害公営住宅の敷金の件だと思うのですけれども、3カ月分ですね。今、検討中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ、この部分を前向きに検討していただいて、その敷金という部分、今まで公営住宅に入られなかった方が多く入られることになると思いますけれども、その3カ月分をなかなか準備できなくて入れないなんていうようなこともないように、前向きに検討をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 今のは要望ですね。（「はい」の声あり）

5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 12ページですね、土地売却収入。袖ヶ沢住宅跡地、エイムカイワのほうに平米当たり8,500円で2,549万6,000円の売却収入がございます。それで、これに伴う支出のほうでの28ページ、基礎ぐい撤去工事費1,352万円計上されております。これは売り払い時点で、この辺の状況は相手方のほうには伝えているかと思

うのですけれども、これを単純に差し引きますと半分以下の金額になっちゃうのですよね。8,500円で売ったのが、4,000円ぐらいの売買と同じような方法になってしまうわけです。要は、地盤強化というか、既にくいが打っていますのでその辺の利活用をした場合に、何かその辺の話し合いはなかったのかどうかを伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この基礎ぐいの件については、エイムカイワさんと現場も精査したところ、実際は本数のほうはちょっと不明なんですけれども、協議の中ではこの既存のくいについては、新しい建物を乗せた場合は支持力的にもたないという構造検査の結果が出ています。それで、やはり地盤等についても軟弱なものですから、当初基礎ぐいで支持力をもたせたと思うのですけれども、今回、工場についてもくいを新たに打つのですけれども、いわゆるその旧袖ヶ沢住宅の既存のくいの部分に今回新たにくい打設にかかわる分のくいだけ費用として計上して、要はそのエイムカイワ側の基礎ぐいの打設に影響が出ないようにということでエイムカイワさんと協議した結果でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 何点か質問します。

まず、ページ14の復興基金、そして交付金基金、今回約22億8,000万円ですか、これを基金に積み立てますけれども、両方の基金を合わせると大体100億円を超える基金が今現在あるのかなと。毎回の補正、補正で、その多寡についてははっきりわからないですけれども、何か二、三日前の新聞では、県のほうでこの交付金事業が確実に事業年度内に完了しないと、もう一回事業認可を取り直すとか、繰り延べするような事業になるとか、そのような新聞の報道があったのですけれども、本町の場合、この復興基金、交付金、両方合わせて結構な額になるので、これらが本当に事業計画年度内に確実に執行されるというような見込みを本当に持っているのか、そのときの対応ですね。

あともう一つの歳入では、ページにはないですけれども、同じ地方交付税の中で今回の地方公務員の給与削減に伴う地方交付税、本町では給与削減しませんでしたけれども、地方交付税の削減額というのは幾らか示されたのかと、一つね。なければいいのですけれども、交付税の減額がね、それについて伺います。

あと、24ページの地域資源活用総合交流施設整備事業、水産センターですけれど

も、この事業内容は、これも設計費を組んでおりますけれども、できた場合の管理運営は誰がやるのかと、入居事業者はどのような方々なのかと、設計費用が出ているけれどもこれの総事業費はどれぐらいになるのか。

あとは歳入で受託事業で820万4,000円ですか、この負担割合というのは、入居者数で割ったのか、面積割で割ったのか、その辺の内容について、少し今何点ですか、3点かな。あと、もう一つあります。

あと、26ページの移転跡地瓦れき、宅地の瓦れきです。これは組み替えしてありますけれども、この事業の完了年度というのはいつごろを見越しているのかと。組み替えしているけれども事業の完了年度はいつまで見ているのか。以上です。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず、1点目の復興交付金関係なんですけれども、事業計画については、鈴木議員おっしゃるとおり、年度内あるいはその工期厳守ということで各事業、事業について進めるべきだということで、町のほうとしても工期等の厳守について先ほど来から話していますように努力したいということで考えております。

それから、あと地方交付税の減額については、まだお話というのは聞いておりましたけれども、具体的にはまだ承っておりませんので、いずれ出てくるのかなと思っております。

以上、2点目まで終わります。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、地域交流関係の施設について概算で今の状況をご説明いたしたいと思えます。

まず、この場所につきましては、漁協の北側に今、防集事業で買い取ろうとしている土地があります。その場所、面積に約2,500平米の中に、1階は、水産センターを核とした鮮魚などを置いた物流センター、先ほど企画課長も言ったように、ふれあいとか、または荒浜の商店街、そういうものを入れるような形をとっております。面積的には約600平米ぐらいになろうかなと思っております。600平米というと1階の敷地面積が600でございませぬ。その中に、水産センターにあった救難所、または会議室、そういうものも2階に入ります。2階は主にメインとなるのは漁協の事務所でございませぬ。その事務所につきましては、約110平米ぐらい。あと、3階

が、先ほど言った文科省の独立行政法人防災科学技術研究所ということで、波浪計の計測計などを管理する部屋。その部屋だけではなくて、やっぱり災害になったときに自分で自家発電できるような装置も設置したいということで、3階自体がかなり、その壁厚が普通よりも強度の高いものになるのかなと、そういう施設でございます。

そういう中で管理につきましては、今のところ考えているのは、水産センター等につきましては町の施設になりますので、とりあえずその中に入るふれあい市場さんとか荒浜復興組合とかそういう人たちにつきましては、家賃などをまず。その家賃につきましては、あくまでもその施設を維持していく、または将来的な維持管理、そしてまた周辺環境整備などの基金、こういうような考え方を持っています。2階につきましては、漁協さんが自分の施設でございますので管理する。3階については、その文科省の関係が管理していますけれども、その中に通路とかそういうものが、専用部分以外の共用部分があります。その部分で、今の負担割合の案分を計算して出している次第でございます。

総事業費につきましては、4億3,000万円ぐらいになるのかなと思っております。その中で補助金的には約2億9,000万円から3億円ぐらいの補助金になるのかと。あとの1億3,000万、4,000万円は、先ほど言った2つの関係のほうから負担金としていただくような形になるのかなと、今のところそういった形で考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 26ページの瓦れきの撤去工事関係でございます。これにつきましては、今年度年度内の工事で予定しております。内容につきましては、県内被災された区域、危険区域内の瓦れきを撤去する工事でございますが、6カ所の6工区に分けて撤去工事を行ってございます。吉田浜の災害廃棄物処分場のほうに運びまして粉砕して、建設再生材として利用する形での処理を行ってございます。

工期でございますが、本年4月の10日から7月の19日までの工期として予定しているものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 1番目の復興基金、復興交付金、これらについては、やっぱりせっかく事業計画を組んで事業として認められて認可を受けた事業なので、計画年度内

にきっちり終わると。それで皆さんにいい仕事で返すというのが、やっぱり皆さんの努力の一つの大きな目的だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

あと、交付税の減額については、あとわかったら教えてください。

あと、水産センターについては、大体わかったのですけれども、実際これは工事にかかるのはいつごろで、完了年度はいつに見ているのかということ、一つ。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今回の第6次の申請、翌月の21日あたりに決定するのかなと思っております。今の状況からすれば設計を、きょう採択していただければ、すぐに発注する段階にしまして、年度内に工事を発注したいなど。できれば、来年のはらこ飯あたりにできればいいのかなと私なりの希望でございます。以上でございます。

8 番（鈴木高行君） はい、わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第91号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第91号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、お手元の平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第91号 平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,397万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,403万1,000円とする。

第2条 地方債の補正。地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

今回の補正につきましては、特定被災地方公共団体繰上償還に伴う借換債が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目元金3億3,397万3,000円の補正でございますが、地方債元金償還金でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、前のページ、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金357万3,000円の補正ですが、一般会計からの繰り入れでございます。

7款1項1目下水道事業債3億3,040万円の補正でございますが、1節公共下水道事業債3億520万円、2節流域下水道事業債2,520万円でございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正、変更でございます。公共下水道事業債を3億520万円増額し、限度額を5億4,910万円に、また、流域下水道事業債を2,520万円増額し、限度額を3,660万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の

方法につきましては、補正前と同様でございます。なお、この借りかえによりまして約6,070万円の利子の軽減が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第92号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算
（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第92号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第92号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

なお、説明に入ります前に、今回の補正につきましては、特定被災地方公共団体繰上償還に伴いますところの借換債が主なものでございます。

第1条 平成25年度互理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入 第1款第1項企業債、既決予定額7,000万円に1億3,050万円を追加し、2億50万円とするものでございます。第1款第2項工事負担金、既決予定額50万円に470万円を追加し、520万円とするものでございます。

支出 第1款第1項建設改良費、既決予定額1億3,003万8,000円に520万円を追加し、1億3,523万8,000円とするものでございます。第1款第2項企業債償還金、既決予定額1億5,174万6,000円に1億3,066万6,000円を追加し、2億8,241万2,000円とするものでございます。

第3条 予算第5条に定めた企業債の予定額に、次のとおり追加する。

起債の目的と限度額、互理町水道事業借換債、1億3,050万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

資本的収入1款1項1目企業債の1億3,050万円の追加補正につきましては、特定被災地方公共団体繰上償還に伴う借換債でございます。

1款2項1目工事負担金の470万円の追加補正につきましては、町道袖ヶ沢若宮線で配水管布設工事に伴う受託工事負担金でございます。

資本的支出、1款1項3目改良事業費の520万円の追加補正につきましては、町道袖ヶ沢若宮線配水管布設工事費でございます。

1款2項1目企業債償還金の1億3,066万6,000円の追加補正につきましては、特定被災地方公共団体繰上償還金でございます。

なお、この借りかえによりまして約2,800万円の利子が軽減される見込みとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）の件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 平成25年度亙理町水道
事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩をいたします。

再開は45分とします。休憩。

午後 2時37分 休憩

午後 2時45分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第18 報告第14号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年
度亙理町一般会計予算）

日程第19 報告第15号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年
度亙理町公共下水道事業特別会計予算）

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第18、報告第14号 繰越明許費繰越計算書について及び日程第
19、報告第15号 繰越明許費繰越計算書についての以上2件は、関連がありますの
で一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 初めに、報告第14号について、当局からの提案理由の説明を求めま
す。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、報告第14号をご説明いたします。議案書の74ペー
ジと75ページをごらんいただきたいと思います。

この内容につきましては、これまで承認いただいております繰越明許費につき

まして、繰越額が確定したことに伴いましてご報告申し上げるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

繰越明許費繰越計算書について。平成24年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

それで、内容については、2款1項の総務管理費、事業名が亘理町集会所建設事業補助金、金額が5,440万9,976円。翌年度への繰越額が、右の欄にあります3,004万8,976円でございます。

これから次の75ページになりますが、一番後段11款4項災害廃棄物処理費、事業名が災害廃棄物処理事業（被災家屋等解体撤去業務）、事業費が1億5,369万円で、翌年度への繰越額が同額の1億5,369万円でございまして、これら全て合計いたしまして、事業については29事業、金額にしまして128億2,477万6,256円に対しまして、繰越額が84億4,270万2,506円を繰り越すことに決定したことにより、報告するものでございます。

以上で報告第14号の説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第15号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案書の次のページ、76ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第15号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

なお、この件につきましても、翌年度に繰り越す額が確定したことにより報告するものでございます。

平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成24年度亘理町繰越明許費繰越計算書。2款下水道事業費1項公共下水道事業費、亘理第5-1号汚水幹線（その3）工事（復交）、金額5,141万円、翌年度繰越額2,821万円。財源内訳は記載のとおりでございます。

同じく、亘理第5-2号汚水幹線工事（復交）、金額5,265万5,000円、翌年度繰越額2,895万5,000円。財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、2件合わせまして金額1億406万5,000円、翌年度繰越額5,716万5,000円。

財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第14号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第15号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第20 報告第16号 事故繰越し繰越計算書について（平成24年度 亘理町一般会計予算）

日程第21 報告第17号 事故繰越し繰越計算書について（平成24年度 亘理町公共下水道事業特別会計予算）

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第20、報告第16号 事故繰越し繰越計算書について及び日程第21、報告第17号 事故繰越し繰越計算書についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 初めに、報告第16号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、報告第16号でございます。ページについては、77ページをごらんいただきたいと思います。

本件については、平成24年度の一般会計予算において、避けがたい事故により年度内に事業の完了ができなかったために、事故繰越しによる翌年度に繰り越したものでありまして、その内容についてご報告申し上げるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

事故繰越し繰越計算書について。平成24年度 亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

11款2項公共土木施設災害復旧費、事業名が公共土木施設災害復旧事業（道路災）、支出負担行為額1億4,647万5,000円ですが、説明の欄にございますように、東日本大震災により被害を受けております町道の復旧を行うものでありますが、計

画の策定等に不測の日数を要したため、工期を平成25年度末までに延長するものでありまして、道路災7カ所分、これは町道築港線ほかの災害復旧事業ですが、支出負担行為額1億4,647万5,000円全額を翌年度に繰り越し決定したものでございます。

もう1件が、公共土木施設災害復旧事業の都市災分でございます。支出負担行為額が2億198万7,000円ですが、これも説明欄にございますように、計画の策定等に不測の日数を要したため工期を平成25年度末までに延長するものであり、都市施設2カ所、これについては鳥の海公園と築港公園の復旧事業でございますが、支出負担行為額2億198万7,000円全額を翌年度に繰り越しということを決めたことにより、報告するものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第17号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 議案書の78ページをお開きいただきたいと思います。

報告第17号、事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成24年度亘理町事故繰越し繰越計算書。5款災害復旧費1項下水道施設災害復旧費、23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場機械設備災害復旧工事、支出負担行為額3億7,408万4,550円、右に参りまして中段ごろにございますが、翌年度繰越額1億1,182万5,550円ですが、一番右側の説明の欄にございますが、工事着手後にポンプ本体の被災状況の詳細調査を行った結果、当初確認できませんでした損傷が新たに判明いたしまして、当初予定のつかなかった3基の吸い込みカバーとポンプケーシング及び2基の下部軸受台と水中軸受台の交換を追加で行うこととなりまして、部品作成等に時間を要するため年度内の完成が困難となり、翌年度に繰り越しを決定したものでございます。なお、財源内訳は記載のとおりでございます。

また、下段23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場電気設備災害復旧工事及び23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場土木施設災害復旧工事につきましても、説明の欄に記載されております理由によりまして、おのおの5,431万6,450円、2,494万4,750円を翌年度に繰り越しを決定したものでございます。

以上、3件合わせまして、支出負担行為額6億3,047万7,750円、翌年度繰越額1億9,108万6,750円。財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第16号 事故繰越し繰越計算書について及び報告第17号 事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第22 議発第2号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

議長（安細隆之君） 日程第22、議発第2号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 提出者から趣旨説明を求めます。熊田芳子議員、登壇。

〔3番 熊田芳子君 登壇〕

3番（熊田芳子君） それでは、私から、議発第2号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

説明は、意見書を読み上げまして趣旨説明にかえさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書。

厚生労働省が発表した平成24年の合計特殊出生率は1.41となり、2年ぶりに0.02ポイント上昇した。人口を維持するのに必要な2.07への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。宮城県の平成24年の合計特殊出生率も前年の1.25から1.30と0.05ポイント上昇している。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、乳幼児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど、長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。また、被災した子供たちは生活環境の激変により心身ともに影響を受けており、安心して受診できる制度が必要である。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院2歳まで入院就学前までを対象にし、全国的に見ても最低の4県のうちの1つである。全国では、2012年10月現在、通院を就学前まで助成する県が26県、それ以上まで助成する県が12県、群馬県、東京都、鳥取県は15歳年度末まで助成している。

県内市町村の乳幼児または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子供を安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復興・復旧を目指すに当たり、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月17日、宮城県知事 村井嘉浩殿。

宮城県亙理町議会。

以上でございます。議員の皆様、何とぞ可決されますようお願いを申し上げます。趣旨の説明とかえさせていただきます。

議長（安細隆之君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第2号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

総務、産業建設、教育福祉、議会広報各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第24 委員会の閉会中の先進地視察調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第24、委員会の閉会中の先進地視察調査申し出についての件を議題といたします。

総務常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもって、平成25年6月第20回亘理町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後 3時02分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 熊 澤 勇

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ